

# 第12回新型コロナウイルス感染症長野県対策本部会議

日時：令和2年5月29日(金) 10:45～

場所：長野県庁本庁舎3階 特別会議室

## 次 第

### 議 題

- 1 社会経済活動再開に向けたロードマップ及び6月1日以降の対応について
- 2 新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称）骨子について
- 3 各部局における対応状況について
- 4 その他

## 6月1日以降の長野県としての対応について（案） ～「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立～

令和2年5月29日

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

### 1 現状・基本認識

令和2年5月25日、全国すべての都道府県の緊急事態宣言が解除となった。

本県においては、4月6日から12日までの週は17名、4月13日から19日までの週は23名と一定数の感染者の発生が見られ、クラスターなど感染拡大のリスクを高めるおそれのある事例も発生したが、4月20日からの週は14名、4月27日からの週は4名、5月4日からの週は5名、5月11日からの週は1名と減少を続け、5月13日以降、新規感染者は確認されていない。（直近1週間（5月22日から28日まで）の人口10万人当たりの新規感染者数：0人）また、これまで緊急事態宣言が発令されていた都道府県においても、北海道と神奈川県を除いて、解除前1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が0.5人を下回るなど、感染状況は落ち着いてきている。

ただし、新型コロナウイルス感染症のリスクは、いまだに存在しており、ウイルスとの共存を図るためには、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を推進する必要がある。また、第2波・第3波に備えて、医療提供体制や検査体制の充実を引き続き進めるとともに、感染拡大の兆しを的確に捉え、直ちに対策の強化を図ることのできる体制を整える必要がある。こうした感染症対策を実施しながら、経済活動を感染リスクの低いものから順次再開し、県内経済の再生を図るとともに、県民生活を支援し、感染防止対策と経済活動を両立する取組を鋭意進めていかなければならない。

県としては、すべての県民と連帯協力してこの危機を乗り越えていくため、学びと自治のアプローチにより、県民の自己決定の最大限の尊重を基本に対策を講じていく。

以上の現状認識の下、6月1日以降の対策においては、以下の3点を重点として進めることとする。

- 1 「新しい生活様式」の定着を推進すること
- 2 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めること
- 3 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図ること

## 2 「新しい生活様式」の定着を推進するための取組《重点1》

### (1) 外出時における行動

外出に際しては、「人との接触機会の低減」（在宅勤務、時差勤務の推進等を含む）、「人と人との距離の確保」、「人と会話する際のマスク（布マスク等で可）着用」、「訪問先での換気の徹底」などを行うよう、県民に呼びかけていく。

また、「三つの密」が生じ、クラスターの発生のおそれのある施設への訪問は避けるよう、要請する。

〔各部局〕

### (2) 県外との往来

県において、首都圏など本県との往来が盛んな地域の感染状況を常にモニタリングし、こうした地域に感染拡大が生じた場合は、往来を控えるよう県民に呼びかける。

また、6月18日までの間においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）との間の往来については慎重に対応するよう、県民に呼びかける。往来が必要な場合には、人ごみを避け、基本的な感染防止策を徹底するとともに、自らの健康観察を行うよう呼びかける。

〔危機管理部・観光部〕

### (3) 「新しい生活様式」の定着推進

「新しい生活様式」の実践のために「信州版『新たな日常のすゝめ』」について県民に周知し、定着を推進する。

〔各部局〕

### (4) 新型コロナ対策手帳の配布

基本的な感染対策や相談窓口等を紹介するほか、個人の体調や行動履歴が記入できる「新型コロナ対策手帳」を県民に配布する。

〔健康福祉部・営業局〕

### (5) ガイドラインの周知を通じた各業界への感染防止策の徹底の要請

業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、適切な感染防止策（入場者の制限（席数や面積に応じた制限等）、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等）の徹底を図る（特措法第24条第9項）。

〔各部局〕

### (6) 「新型コロナ対策推進宣言の店」の推進

経済活動の再開及び需要喚起を図るため、新型コロナ対策経営推進員（商工会・

商工会議所の経営指導員等)の助言・指導のもと、自ら適切な感染防止策を検討・実施する事業者を増やし、安心して利用や買い物等ができる環境づくりを行う。  
〔産業労働部〕

**(7) 「新しい生活様式」に適応した事業活動の支援**

「新しい生活様式」に適応した事業形態の転換を促進するため、飲食店や観光・宿泊施設等の感染防止対策の取組や、宅配・テイクアウト等の業態変更、経営の多様化等を支援する。

〔産業労働部・営業局・観光部〕

**(8) 「新しい生活様式」に適応した公共交通機関の利用促進**

県民の生活・経済の安定に不可欠な地域公共交通を安心して利用できるよう、安全運行に必要な対策を講じる事業者を支援するとともに、利用者に対し時差出勤を呼び掛けるなど、事業者、業界団体と一体となって取り組む。

〔企画振興部〕

**(9) 「STAY信州」地域支えあいキャンペーン**

地域住民による旅館・ホテルの利用促進、県産食材や花きの積極的な購入、クラウドファンディングを活用した飲食店の支援など、各地域から支えあいの輪を広げ、県内経済の再生を促進する。

〔営業局・観光部・農政部〕

**(10) 不特定多数の人が利用する施設・店舗等における営業**

スーパーマーケットなど、不特定多数の人が利用する施設・店舗等においては、その特性に応じて、入場制限、混雑時間帯の掲示、レジ等における物理的距離の確保など感染防止策を徹底するよう要請する。

特に、多くの県外者の利用が見込まれる博物館、美術館、観光施設等においては、施設利用者名簿の作成による連絡先等の把握について施設管理者に働きかける。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

**(11) 施設・店舗等での感染者確認時の対応等**

施設・店舗等の利用者や従事者等に感染者が確認された場合、保健所が実施する疫学調査への協力を求める。また、疫学調査の結果、感染拡大防止のため必要な範囲において、施設・店舗の名称を公表するとともに、安全が確認されるまで、一時閉鎖を実施した事業者を支援する。

〔危機管理部・健康福祉部・産業労働部〕

### 3 医療・検査体制の整備など第2波への備えを進めるための取組《重点2》

#### (1) 医療提供体制の確立

県として、300人規模の患者の受入体制を構築し、軽症・中等症・重症を治療する医療機関の具体的な役割分担や連携方法を決め、症状に応じて適切な医療が受けられるよう調整本部等で受入先を調整する。

また、軽症者を受け入れる宿泊施設稼働のための準備作業を着実に進めるとともに、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。

〔健康福祉部〕

#### (2) 検査体制等の拡充

簡易診察及び検体採取を行う外来・検査センターを県下10医療圏に設置するとともに、十分な検査処理能力を確保することにより、円滑な検査体制を構築する。

また、有症状者相談窓口において、必要な方が適切なタイミングで医療を受けられるよう幅広く相談に応じる。

〔健康福祉部〕

#### (3) 医療資材・人材の確保等

県として、医療機関等の需要を把握しつつ、マスクなど必要な防護具の確保を図る。

また、人員が不足する医療機関に対して必要な人的支援を機動的に行う体制を構築するとともに、介護現場において、感染者が発生した場合に備え、バックアップ体制の整備に向けた協力を介護施設に要請する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### (4) 「感染警戒レベル」による感染状況の把握と迅速な対策の強化

県独自に定めた感染警戒レベルによって、圏域ごとの感染リスクの状況を正しく把握するとともに、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数をはじめ、感染経路不明者の割合、受入可能病床数に占める入院者数の割合などの指標を常時モニタリングし、感染拡大の兆しを迅速に捉え、的確な対策の強化につなげる。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### (5) 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称）の制定

新型インフルエンザ等対策特別措置法に定めるもののほか、県民等に対して協力を求めることなど、新型コロナウイルス感染症等のまん延を防止するために必要な事項を定める条例を制定し、県民の生命及び健康を保護し、安全で安心な生活を確保する。

〔危機管理部・健康福祉部〕

#### 4 県民の皆様の生活を支え、経済の再生を図るための取組《重点3》

社会経済活動の再開を段階的に進めるため、「社会経済活動再開に向けたロードマップ」を策定する。（詳細は別紙のとおり）

##### （1）長野県新型コロナ対策産業支援・再生本部会議における取組の共有等

事業継続を支援する「緊急支援フェーズ」、「新しい生活様式」の定着に向けた取組を支援する「適応（With コロナ）フェーズ」、本格的な経済再生に向けた「再生フェーズ（ワクチン等開発後）」ごとの課題や支援策について関係団体とともに共有・検討する。

〔産業労働部〕

##### （2）経営を継続し雇用を守る事業者への支援

事業者が必要な支援を受けられるよう、社会保険労務士、行政書士を配置する「産業・雇用総合サポートセンター」を地域振興局及び労政事務所に設置し、相談、書類作成、申請等を支援する。

〔産業労働部〕

##### （3）失業者等の就労支援

県・市町村・県民連携による「長野県あんしん未来創造基金」を県社会福祉協議会に造成し、新型コロナウイルスの影響による失業者等の緊急就労を支援する。

〔産業労働部〕

##### （4）With コロナ時代を見据えた観光産業振興に向けた取組

当面は地域の関係者が協働して行う観光振興のための事業に対する支援や、県民を対象としたふっこう割、県民向け宿泊割引・観光地クーポン券発行事業を活用し、地域・県民の支えあいによる県内観光振興を図る。

これと並行して、全国の感染状況を注視しながら、6月中旬以降は近県中心、7月以降は首都圏等を含めた全国に対しPR活動を実施し、県外からの観光誘客を進めるとともに、国の「Go to キャンペーン」に向けた準備を行う。

また、新しい生活様式の定着による観光ニーズの変化への対応を地域とともに推進するため、「With コロナ時代を見据えた長野県観光振興方針(仮称)」を策定し、今後の観光関連産業の振興に向けた指針とする。

〔観光部〕

##### （5）新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守る取組

新型コロナウイルス感染症の影響から県民の命と暮らしを守るため、部局横断的に生活者支援や自殺対策の課題等を整理・検討し、市町村等と連携して、支援策の改善等の検討や効果的な情報発信を行う。

〔県民文化部・健康福祉部・産業労働部・教育委員会〕

**(6) 農家等への影響を最小限にする取組**

県産農産物の需給状況、価格動向を注視しながら、国の事業を最大限活用し、次期作に必要な経費等を支援するなど、農家の営農継続を後押しする。

特に需要が低迷している県産花きの活用キャンペーンや、牛肉、牛乳等の域内消費の拡大を図る。

〔農政部・営業局・教育委員会〕

**(7) 地域の支えあいによる消費の促進**

大きな消費の落ち込みの影響を受けている地域の事業者を応援するとともに、今後事業活動を行う上で必須となる感染症対策への対応を促進するため、地域の実情に応じて市町村が行う消費促進の取組を支援する。

〔企画振興部〕

**5 その他重要な事項**

**(1) 県立学校についての取扱い**

県立学校は、6月1日以降、分散登校から通常登校に切り替えた上で、

- ・引き続き、感染リスクを可能な限り低減させる。
- ・子どもたちの学びを最大限保障する。

の二点を最重要項目として、「県立学校再開ガイドライン」に基づき教育活動を進める。

〔教育委員会〕

**(2) 県有施設についての取扱い**

県有施設（集会施設、展示施設、スポーツ施設、博物館、美術館、図書館等）については、感染防止策の徹底を図りながら運営する。ただし、施設が所在する圏域の感染警戒レベルに応じて対策を強化することとし、Level 3に上がった場合は、施設の休止等を含めて検討する。

〔各部局〕

**(3) 県主催イベントの取扱い及び民間主催のイベントに対する要請**

県主催イベントについては、下記の基準によるとともに、民間が主催するイベント等についても、基準を遵守するよう要請する（特措法第24条第9項）。

また、参加者名簿の作成による連絡先等の把握について主催者に働きかける。

※イベント開催の目安

【6月1日～6月18日】

- ・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数にする

こと

- ・屋外であれば 200 人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。

**【6月19日～7月9日】**

- ・屋内・屋外ともに 1,000 人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）
- ・全国的又は広域的な人の移動を伴うものは、中止を含めて、慎重な対応を求める。（プロスポーツ等は無観客開催を要請）

**【7月10日～7月31日】**

- ・屋内・屋外ともに 5,000 人以下
- ・上記人数要件に加え、屋内にあっては収容定員の半分程度以内の参加人数にすること。屋外にあっては人と人との距離を十分に確保できること（できるだけ 2 m）

（注）上記の人数は、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれている場合には参加者数のみを計上することとし、主催者と参加者のいる場所が明確に分かれていない場合には両者を合計した数とする。

また、上記の人数に満たないイベントであっても、イベントの形態や場所によってリスクが異なることには十分に留意するとともに、参加者の名簿を作成して連絡先等を把握しておくなどの感染防止策を講じること。

〔各部局〕

**（４）人権への配慮**

患者・感染者、医療機関や福祉施設等で治療等に携わっている方々、交通機関や物流など県民生活の維持に必要な業務に従事されている方々やその家族に対し、人権侵害が起きないように、正確な情報発信や啓発など、人権に配慮した取組を行う。

また、今後、各地で感染拡大が生じた場合、当該地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々などについても同様に取り組む。

〔県民文化部・各部局〕



新型コロナウイルス感染症は、咳やくしゃみの飛沫、2m以内でマスクをせずに会話することなどにより、**ウイルスを吸い込むこと**で感染します（**飛沫感染**）。また、**ウイルスがついた手で目・鼻・口に触れること**で感染します（**接触感染**）。

感染を防止するための行動を**自ら考え実践**しましょう。

- 感染防止の3つの基本（**身体的距離の確保、人込みの中でのマスク着用、手洗い**）を徹底しましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を回避しましょう。
- 毎日の**健康チェック**を欠かさずに行いましょう。風邪症状があるときは、外出を避け、症状が長引くときや息苦しさや高熱などの**強い**症状がある時は、かかりつけ医や保健所に相談しましょう。

事業者の皆様は、次の取組をお願いします。

- **マスク着用**や**小まめな手洗い**をスタッフに徹底させましょう。
- スタッフの**体調管理**、**健康チェック**を行いましょ。また、発熱の症状などがある人が**休みやすい環境**を整えましょう。
- 「**3つの密**」（密閉、密集、密接）を作らない環境の整備に取り組みましょ。
- 施設内の**定期的な換気**や設備、器具などの**定期的な消毒・洗浄**を行いましょ。
- **在宅勤務**、**時差出勤**、**勤務時間の割り振り変更・分散**を推進しましょ。
- お客様にも**咳エチケット**や**手洗い**を呼びかけましょ。
- 「**新型コロナウイルス対策推進宣言**」を積極的に行うなど、お店の取組をお客様に**お知らせ**しましょ。

# 社会経済活動再開に向けたロードマップ(案)



※このロードマップは、本県及び全国の感染状況が落ち着いた状況であることを前提としています。感染拡大が生じた場合は、自粛の要請等の措置を講じる場合があります。

## 新型コロナウイルス感染症対策・長野県の基本的対処方針（改正案）

令和2年3月31日（令和2年5月 日改正）

新型コロナウイルス感染症長野県対策本部決定

新型コロナウイルス感染症について、国内においては、感染経路が分からない患者数が増加する地域が発生し、感染拡大が見られてきたところであり、このような状況を踏まえ、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）附則第1条の2第2項の規定により読み替えて適用する同法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日、法第15条に基づく政府対策本部が設置された。これを受けて、同日、新型コロナウイルス感染症長野県対策本部を設置したところである。

県民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

長野県では、関係機関の連携・協力により、24時間体制の相談体制を整備し、検査施設を増やすなど検査体制を拡充する中で、患者の早期発見、早期対応に努めてきた。また、医療機関における取組や様々な感染防止の呼びかけ等に協力いただいた県民・事業者の取組もあって、感染状況は落ち着いている。しかしながら引き続き、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、感染経路の不明な患者やクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、オーバーシュート（爆発的な感染拡大。以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者及び重症者の発生を最小限に食い止めるためには不可欠である。

また、必要に応じ、外出や感染拡大地域への往来等の自粛の要請などの接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、クラスター等の発生を抑えるためにも、医療提供体制を崩壊させないためにも重要である。

併せて、今後、県内で感染者数が急増した場合に備え、重症者対策を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

政府の新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）

は、令和2年4月7日に法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。

緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とされた。また、4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等により、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとされた。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとされた。

令和2年5月4日に、国において感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が現れはじめる一方、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られ、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があることから、同日、法第32条第3項に基づき、引き続き全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和2年5月31日まで延長することとされた。

令和2年5月14日には、国においてその時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県に変更された。これにより、長野県に対する緊急事態宣言は解除されることになった。

また、令和2年5月21日には、国において同様に分析・評価を行い、総合的に判断し、法第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域が北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県に変更された。

その後、令和2年5月25日に改めて国において感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、すべての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなった。そのため、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第32条第5項に基づき、緊急事態解除宣言を行った。

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。

そのため、引き続き、感染の状況等を継続的に監視するとともに、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要がある。さらに、事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要である。

また、再度、感染が拡大する場合に備える必要がある。新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要である。

こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

この基本的対処方針は、県民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐむ状況を的確に把握し、県や市町村、医療関係者、専門家、事業者を含む県民が丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めるべく、今後講じるべき対策を現時点で整理し、国の定める法第 18 条第 1 項に規定する政府基本的対処方針を踏まえ、長野県としての対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

## 1 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

長野県の感染状況については、令和 2 年 2 月 25 日に初めての感染例が確認されて以来、5 月 28 日までに 76 例の感染者が確認されている。4 月 6 日から 12 日までの週は 17 名、4 月 13 日から 19 日までの週は 23 名と一定数の感染者の発生が見られ、クラスターなど感染拡大のリスクを高めるおそれのある事例も発生したが、直近 1 週間（5 月 22 日から 28 日まで）においては、新規の感染者は確認されておらず、感染状況は落ち着いている。

全国では、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、5 月 23 日までに、合計 46 都道府県において合計 16,375 人の感染者、820 人の死亡者が確認さ

れている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、政府基本的対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策が促されてきた。

また、長野県を含むこれら以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県の足並みをそろえた取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策が促されてきた。

その後、令和2年5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があったことなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として、感染拡大の防止に向けた取組が進められてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで政府基本的対処方針においても示されてきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要があることとされた。

#### ①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

## ②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

## ③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

これらの点を踏まえ、各区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるにあたっては、以下のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する（区域判断にあたっての考え方）こととされた。

### ・感染の状況

1週間単位で見ると新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上中旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人当たり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人当たり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。

### ・医療提供体制

新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。

### ・監視体制

医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

令和2年5月14日には、国において、以上の「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人当たり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととされた。

また、令和2年5月21日には、国において、同様に分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人当たり0.5人以上であることなど



から、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があることとされた。

その後、令和2年5月25日に、改めて国において、感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要があることとされた。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏まえて、令和2年4月7日変更の政府基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断することとされた。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。
- これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日

常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。

- 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1～14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することを推奨している。
- 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割が人への感染はないと報告されている。さらに、入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であったことが報告されている。季節性インフルエンザの致死率が0.00016%～0.001%程度、肺炎の割合が1.1%～4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であるのに比べて、相当程度高い割合であると考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- 日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。

- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第 12 条に基づき、令和 2 年 3 月 31 日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は 9.0 日であった。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症 6 日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- ・ 現時点では、対症療法が中心であるが、5 月 7 日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5 月 13 日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。  
 なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、長野県新型インフルエンザ等対策行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

## 2 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

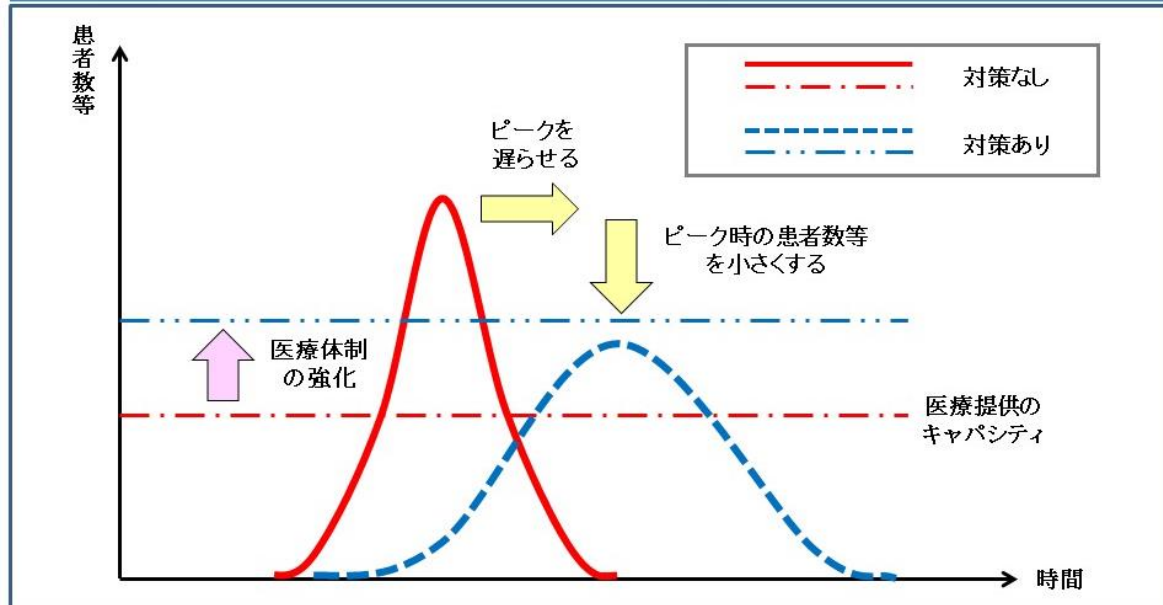
県民の行動変容を促進するための呼びかけやクラスターの早期発見、早期対応に努めることにより、流行のピークを遅らせ、可能な限り重症者の発生を減らすとともに、医療提供体制の崩壊を防止し、もって県民の生命と健康を守ることを目標とする。

この目標を達成するため、

- ①感染拡大のスピードを抑制する。
- ②医療提供体制を強化する。
- ③重症化しやすい方を守る。
- ④医療関係者を守り、確保する。

の 4 点を最重点とし、可能な限りの措置を講じ、県民一丸となって対策を進めていく。

## 新型コロナウイルス感染症対策の目的 概念図



また、県民生活や地域経済に大きな影響が生じ始めていることから、社会・経済に与える影響が最小になるよう、必要な対応を強化する。

具体的には、次のとおり対策を実施する。

- ・ 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保の状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、地域の感染状況を適切に判断するとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する。
- ・ 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促す。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ・ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

- ・ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講ずる。
- ・ なお、国内、県内における感染拡大の状況等に応じ、常に臨機応変の対応を行っていく。県内の各地域においても、感染経路が特定できない患者やクラスターの発生、またこれらの増加など、状況が変わっていくことが予想されるため、その時点のレベルに応じた対策を講じていくことが必要である。

### 3 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (1) 実施体制

##### ア 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部（県対策本部）

- ・ 県対策本部は、新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ総合的に推進し、県民の健康被害の防止及び社会機能維持を図る。
- ・ 政府により緊急事態宣言が行われた場合には、法に基づき必要な措置を講じる。

##### (ア) 構成

- ・ 本部長：知事
- ・ 副本部長：副知事
- ・ 構成員：教育長、警察本部長、危機管理監・各部局長
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

##### (イ) 所管事項

- ・ 新型コロナウイルス感染症の発生動向の把握に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大抑制対策と予防対策に関すること
- ・ 県内における新型コロナウイルス感染症に関する適切な医療の提供に関すること
- ・ 県内発生時における社会機能維持に関すること
- ・ 国、市町村、関係機関との連絡調整に関すること
- ・ 県民に対する正確な情報の提供に関すること
- ・ その他県対策本部の設置目的を達成するために必要なこと

##### イ 新型コロナウイルス感染症長野県対策本部地方部（地方部）

地方部は、所管する地域における新型コロナウイルス感染症対策の円滑、適切な実施を図る。

(ア) 構成

- ・ 地方部長：地域振興局長
- ・ 副地方部長：地域振興局副局長、保健福祉事務所長、建設事務所長、警察署長、その他
- ・ 構成員：担当課長等
- ・ 事務局：地域振興局

(イ) 所管事項

- ・ 県対策本部の方針に基づき、医療の確保、感染拡大抑制に必要な措置及びその他危機管理と感染防止に必要な事項等について、地方部ごとの判断及び対応を行う。また、市町村及び関係機関へ速やかに情報を伝達し、市町村及び関係機関における危機管理体制の立ち上げを要請するとともに、連絡体制を確認する。
- ・ 連絡調整のため必要のある場合は、市町村及び関係機関に対して地方部の会議に出席を求め、又は市町村及び関係機関との協議会を設置するなど、体制を整備する。

ウ 長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会

- ・ 専門的知見を踏まえた新型コロナウイルス感染症対策を進めるため、医学・公衆衛生分野の専門家等で構成される長野県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会を開催し、意見を聴く。

(ア) 構成

- ・ 学識経験者（医学・公衆衛生分野）、医療関係者
- ・ 事務局：危機管理部・健康福祉部

(イ) 目的

- ・ 県が迅速かつ的確な新型コロナウイルス感染症対策を講じるため、必要に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

エ 生活経済対策有識者懇談会

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響の最小化を図るため、幅広い分野に関する有識者や市町村関係者等で構成される有識者懇談会を開催し、意見を聴く。

(ア) 構成

- ・ 法律、県民生活、経済等の幅広い分野に関する有識者、市町村関係者等

- ・事務局：危機管理部

## (イ) 目的

- ・ 新型コロナウイルス感染症による県民生活や県内経済への影響について把握するとともに、その影響の最小化を図るため、必要に応じて随時、県内の状況、対策の方向性等に関して意見を聴く。

## (2) 情報提供・共有

### ア 考え方

- ・ 危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、専門家、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に適切に判断し行動するため、対策の全ての段階、分野において、国、県、市町村、医療機関、専門家、事業者、個人の間でのコミュニケーションを円滑に行う。
- ・ 県民が情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であるため、外国籍県民、障がい者など情報が届きにくい人にも配慮し、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

### イ 具体的な取組

- ① 県は、以下のような、県民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。情報の提供に当たっては、感染防止に資する正しい情報が広く県民に伝わるよう、報道機関に対して協力を要請する。
  - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供
  - ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報提供
  - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知
  - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
  - ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践の呼びかけ
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自

自粛等の呼びかけ

- ・ 感染リスクを下げるため、発熱等の風邪症状がある際に医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが必要であることの呼びかけ
- ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方のわかりやすい周知
- ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ
- ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知
- ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。
- ・ 県民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び過度の買いだめ等の防止）の呼びかけ

など

- ② 県は、感染の拡大を防止するため、感染症患者の確認事例について迅速かつ正確に情報を公開する。ただし、感染者の特定につながる個人情報の保護や、風評被害の防止の観点から、感染の防止のため公開が必要ではない情報については、慎重に対応する。
- ③ 県は、県ホームページのほか、テレビ、ラジオ、SNS、動画サイトなど様々な媒体を活用した積極的な広報を実施し、県内での感染拡大防止に資する。
- ④ 県は、県民からの相談に対応するため、県庁及び保健所（保健福祉事務所）に相談窓口を設置し、感染局面の進行に応じて体制を充実・強化する。また、県は、市町村に対し、相談窓口体制の充実・強化を要請する。
- ⑤ 県は、企業や大学等と連携し、海外からの帰国者や渡航を計画している者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や帰国者に対する2週間の外出自粛等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑥ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、県民に還元するよう努める。
- ⑦ 今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が、国においては行政文書の管理に関するガイドラインの「歴史的緊急事態」に該当することとされたことを踏まえ、県は正確な記録を行うとともに公文書として適切に管理・保存する。



### (3) サーベイランス・情報収集

#### ア 考え方

- ・ 対策を適時適切に実施するためには、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報を系統的に収集・分析して判断につなげるとともに、その結果を関係者や県民に迅速かつ定期的に還元することが重要である。
- ・ 患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。なお、感染の拡大が進行した局面において、患者の全数把握の意義が低下し、医療機関等の負担が過大となる場合においては、入院患者及び死亡者に関する情報収集に重点を置くことも検討する。

#### イ 具体的な取組

- ① 県は、医師が必要と認める検査を適切に実施する。
- ② 県は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知して的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整える。
- ③ 県は、関係団体と連携して外来・検査センターの設置等を進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。
- ④ 県は、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、大学や民間検査会社等を活用して実施体制を強化する。また、PCR等検査の実施人数や陽性者数等の結果を定期的に公表する。
- ⑤ 県は、学校等での発生状況の把握の強化を図る。
- ⑥ 県は、都道府県間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

### (4) まん延防止

#### ア 考え方

- ・ 流行のピークをできるだけ遅らせ、体制整備を図るための時間を確保する。
- ・ 流行のピーク時においては、軽症者の宿泊施設等での療養により受診患者数等を減少させて、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲に収める。
- ・ 感染が急速に拡大するおそれが生じた場合には、県民の行動変容を促すため、外出自粛の要請等の接触機会の低減のための取組を行う。

- ・ まん延防止策には、個人の行動を制限する面や、対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、国や他の都道府県とも情報を共有しながら対策の実施や縮小・中止を検討していく。

## イ 具体的な取組

- ① 県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、県民や事業者に対して、以下の取組を行う。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、イベント等の開催制限を段階的に緩和する。

### (外出の自粛等)

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、県民や事業者に周知する。
- ・ 5月末までの期間においては、遠出は避け、基本的には身近な地域内に留まり、感染リスクの低い活動から行うよう促す。  
また、①の段階においては、5月25日に緊急事態措置が解除された5都道県との間の移動は、慎重に対応するよう促す。  
さらに、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施する。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、当面、感染拡大防止の観点から避けるよう促す。  
なお、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられる場合には、外出の自粛要請等の緩和を検討する。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに県民に対して必要な協力の要請等を行う。

#### (イベント等の開催)

- ・ イベント等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和する。その際、屋内で開催されるイベント等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付す。

また、イベント等の態様や種別に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討する。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階を想定）、まずは無観客での開催を求める。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上のイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

イベント等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿の作成による連絡先等の把握などについて主催者に呼びかける。

- ・ 感染拡大の兆候やイベント等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、イベント等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行う。

#### (職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかける。

#### (施設の使用制限等)

- ・ 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインの周知を図り、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼する。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と

連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行う。

- ② 県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認められた場合、県民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかける。
- ③ 県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、政府基本的対処方針における特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じる。県は、その判断基準や考え方をあらかじめ設けるよう努める。
- ④ 県は、①、③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。
- ⑤ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとする。
- ⑥ 県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行う。
- ⑦ 県は、市町村に対し、保育所や放課後児童クラブ等については、感染症対策（手洗い、消毒、こまめな換気等）を徹底して運営するよう要請する。  
なお、県は、今後の感染状況に応じて、保育の提供に対する考え方を示す。
- ⑧ 県は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行う。
- ⑨ 県は、関係機関と協力して、特に感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑩ 県は、クラスター対策を抜本的に強化するため、保健所の体制強化に迅速に取り組む。さらに、県はクラスターの発見に資するよう都道府県間の情報共有に努める。
- ⑪ 県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ⑫ 県は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、県民に対し周知する。加え

て、県は、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、県民に冷静な対応を促す。

- ⑬ 県は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑭ 県は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑮ 県は、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して、支援等を行う。

## （５）医療

### ア 考え方

- ・ 健康被害を最小限にとどめるとともに、それを通じて社会・経済活動への影響の最小化を図る。
- ・ 感染が急速に拡大及びまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築する。
- ・ 医療機関、医療団体や市町村など、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。重症患者を受け入れられる医療機関の拡大を図るとともに、中・軽症者に対応する医療機関を増やしていく。また、患者の大幅増加などに備え、無症状者、軽症者が宿泊施設や自宅で療養するための体制を整備する。
- ・ 感染が急速に拡大又はまん延した場合には、二次医療圏を単位とする外来診療（一次医療）及び入院診療（二次医療）の体制に加え、さらに専門的な医療を必要とする患者のために地域を越えた県単位の診療（三次医療）の体制を確保し、それぞれの役割分担を明確にする。

### イ 具体的な取組

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、県は、専門家の意見を踏まえ、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
  - ・ 病床の確保について、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関

の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保する。

また、医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努める。

さらに、県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について、必要に応じて検討する。

- ・ 長野県新型コロナウイルス感染症患者受入調整本部を通じ、県内の受入医療機関や病床の確保、患者の受入れや搬送の調整など、必要な医療提供体制を整備するとともに、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行う。
- ・ 宿泊療養については、県下4ブロックでの整備に目処が立っているところであり、感染者の発生状況を踏まえ、医療圏ごとに宿泊療養への移行について判断していく。
- ・ 患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障がい者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行う。

② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 有症状者相談窓口（帰国者・接触者相談センター）を通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供する。
- ・ 関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行う。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウオークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保する。併せて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受入れが適切に行われるようにする。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがある地域が生じた場合は、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでか

えって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。

- ・ 重症化しやすい方が来院するがん医療機関、透析医療機関及び産科医療機関等は、常に必要とされる医療の継続の観点から、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定することについて、地域の実情に合わせて対応を検討する。
  - ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討する。
- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、県は、専門家の意見を踏まえ、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進する。
  - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進する。
- ④ 医療従事者の確保のため、県は、関係機関と協力して、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進する。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進める。
- ⑤ 医療物資の確保のため、県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 医療提供体制を支える医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システムも活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保する。また、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備する。
  - ・ 特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者にPCR等検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、県は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者に対して、

- ▶ 医療、施設従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
  - ▶ 症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する、
  - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
  - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
  - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
  - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域で、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策のさらなる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。
- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された夜間休日センターの利用などを促進する。
  - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して



出産し、産後の生活を送ることができるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施する。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を促進する。

- ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種法に基づく定期の予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮する。

## (6) 経済・雇用対策

感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。

県は、国が行う経済対策を積極的に活用し、各施策を迅速かつ着実に実行することにより、感染拡大を防止し、事態の早期収束に全力で取り組むとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。

また、事態の収束までの期間と拡がり、県内経済や県民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

こうした取組を、長野県新型コロナウイルス対策産業支援・再生本部会議において関係団体とともに共有・検討する。

## (7) その他重要な留意事項

ア 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まなようにすることが極めて重要である。特に、県は、患者・感染者、その家族、濃厚接触が疑われる方、対策に関わった方々等の人権が侵害される事態が生じないよう適切に取り組む。
- ② 県は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 県及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、県民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障がい者などに与える影響に十分配慮して実施するものとする。
- ④ 県は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないように、県民への啓発等、必要な取組を実施する。

- ⑤ 県は、対策が長期化する中で生ずる様々な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。
- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待
  - ・ 情報公開と人権との協調への配慮
  - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等
  - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活
  - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保
- ⑥ 県は、県民が生活を営む上で欠かすことのできない公共交通機関や運送業、小売業等の関係者が風評被害を受けないよう、県民への啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑦ 県は、今後、各地で感染拡大が生じた場合、当該地域に居住する方々や当該地域と行き来されている方々等の人権に配慮した取組を行う。

#### イ 物資・資材の供給

- ① 県は、県民に対し、食料品、生活必需品、衛生用品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ② 県は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ③ 県は、市町村や関係団体と連携し、不足している医療機関等にマスク及び個人防護具を配布する。

#### ウ 関係機関との連携の推進

- ① 県は、他都道府県や市町村との連携を強化し、対策を効果的に推進する。
- ② 県は、対策の推進に当たって、国が必要な措置を迅速に講じるよう、他都道府県等と連携して随時国に対する要望を行う。
- ③ 県は、感染症対策を行う健康福祉部及び危機管理事象に対応し、対策の総括を行う危機管理部を中心に、すべての部局が有機的に連携して対策に当たる。なお、部を越えて行う取組を円滑に進めるために、対策本部の下にチームを設置して迅速な対応を行う。
- ④ 県は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行

うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。

- ⑤ 県は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。

#### エ 社会機能の維持

- ① 県、市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員における感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用に努める。
- ② 県、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、県民生活や県内経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 県は、指定公共機関及び指定地方公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないように、必要な支援を行う。
- ④ 県は、県民生活や県内経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者が、事業の継続を図るために必要に応じて支援を行う。
- ⑤ 県警察本部は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### オ その他

県は、基本的対処方針を変更するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、県専門家懇談会及び有識者懇談会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言した。

## 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和2年5月25日変更）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。国内において、感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生し、一部の地域で感染拡大が見られてきたため、令和2年3月26日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）附則第1条の2第1項及び第2項の規定により読み替えて適用する法第14条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第15条第1項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

そのうえで、まずは、後述する「三つの密」を徹底的に避ける、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」などの基本的な感染対策を行うことをより一層推進し、さらに、積極的疫学調査等によりクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を抑えることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせることで実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

既に国内で感染が見られる新型コロナウイルス感染症に関しては、

- ・ 肺炎の発生頻度が、季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高く、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあること
- ・ 感染経路が特定できない症例が多数に上り、かつ、急速な増加が確認されており、医療提供体制もひっ迫してきていることから、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況であること

が、総合的に判断されている。

このようなことを踏まえて、令和2年4月7日に、新型コロナウイルス感染症対策本部長（以下「政府対策本部長」という。）は法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行った。緊急事態措置を実施すべき期間は令和2年4月7日から令和2年5月6日までの29日間であり、緊急事態措置を実施すべき区域は埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県とした。また、4月16日に、上記7都府県と同程度に感染拡大が進んでいる道府県として北海道、茨城県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府について緊急事態措置を実施すべき区域に加えるとともに、それ以外の県においても都市部からの人の移動等によりクラスターが各地で発生し、感染が拡大傾向に見られることなどから、人の移動を最小化する観点等より、全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とすることとした。これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間は、令和2年4月16日から令和2年5月6日までとした。

令和2年5月4日に、感染状況の変化等について分析・評価を行ったところ、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の一人丸となった取組により、全国の実効再生産数は1を下回っており、新規報告数は、オーバーシュートを免れ、減少傾向に転じるという一定の成果が

現れはじめる一方、引き続き医療提供体制がひっ迫している地域も見られ、当面、新規感染者を減少させる取組を継続する必要があったことから、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、引き続き全都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域とし、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和 2 年 5 月 31 日まで延長することとした。

令和 2 年 5 月 14 日には、その時点での感染状況の変化等について分析・評価を行い、後述する緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっての考え方（以下「区域判断にあたっての考え方」という。）を踏まえて総合的に判断し、同日、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県とする変更を行った。

また、令和 2 年 5 月 21 日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断し、法第 32 条第 3 項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県とする変更を行った。

その後、令和 2 年 5 月 25 日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなった。そのため、同日、政府対策本部長は、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められることから、法第 32 条第 5 項に基づき、緊急事態解除宣言を行うこととする。

緊急事態宣言が解除された後は、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていくこととなる。その場合において、後述する感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践が前提となる。また、再度、感染の拡大が認められた場合には、的確な経済・雇用対策を講じつつ、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる必要がある。

そのため、引き続き、政府及び都道府県は感染の状況等を継続的に監視するとともに、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む

国民が相互に連携しながら、「三つの密」の回避や「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要がある。事業者において、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されることも重要である。

また、再度、感染が拡大する場合に備える必要がある。新規感染者数の増大に十分対応することができるよう、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めておく必要があるほか、検査体制の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組むことが重要である。

こうした取組を実施することにより、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。

本指針は、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

## 一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和2年1月15日に最初の感染者が確認された後、5月23日までに、合計46都道府県において合計16,375人の感染者、820人の死亡者が確認されている。

都道府県別の動向としては、東京都及び大阪府、北海道、茨城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、石川県、岐阜県、愛知県、京都府、兵庫県、福岡県の13都道府県については、累積患者数が100人を超えるとともに、感染経路が不明な感染者数が半数程度以上に及んでおり、また直近1週間の倍加時間が10日未満であったことなどから、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要がある都道府県として、本対処方針において特定都道府県（緊急事態宣言の対象区域に属する都道府県）の中でも「特定警戒都道府県」と位置付けて対策を促してきた。



また、これら特定警戒都道府県以外の県についても、都市部からの人の移動等によりクラスターが都市部以外の地域でも発生し、感染拡大の傾向が見られ、そのような地域においては、医療提供体制が十分に整っていない場合も多く、感染が拡大すれば、医療が機能不全に陥る可能性が高いことや、政府、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一人丸となって感染拡大の防止に取り組むためには、全都道府県が足並みをそろえた取組が行われる必要があることなどから、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域として感染拡大の防止に向けた対策を促してきた。

その後、令和2年5月1日及び4日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の見解を踏まえ、5月上旬には、未だ全国的に、相当数の新規報告数が確認されており、今後の急激な感染拡大を抑止できる程度にまで、新規感染者を減少させるための取組を継続する必要があったことなどから、引き続き、それまでの枠組みを維持し、全ての都道府県について緊急事態措置を実施すべき区域（特定警戒都道府県は前記の13都道府県とする。）として感染拡大の防止に向けた取組を進めてきた。

その後、全国的に新規報告数の減少が見られ、また、新型コロナウイルス感染症に係る重症者数も減少傾向にあることが確認され、さらに、病床等の確保も進み、医療提供体制のひっ迫の状況も改善されてきた。

緊急事態措置を実施すべき区域の判断にあたっては、これまで基本的対処方針においても示してきたとおり、以下の三点に特に着目した上で、総合的に判断する必要がある。

#### ①感染の状況（疫学的状況）

オーバーシュートの兆候は見られず、クラスター対策が十分に実施可能な水準の新規報告数であるか否か。

#### ②医療提供体制

感染者、特に重症者が増えた場合でも、十分に対応できる医療提供体制が整えられているか否か。

### ③監視体制

感染が拡大する傾向を早期に発見し、直ちに対応するための体制が整えられているか否か。

これらの点を踏まえ、各区域について、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるにあたっては、新型コロナウイルス感染症の感染の状況、医療提供体制、監視体制等を踏まえて総合的に判断する（区域の判断にあたっての考え方）。

感染の状況については、1週間単位で見ると新規報告数が減少傾向にあること、及び、3月上中旬頃の新規報告数である、クラスター対策が十分に実施可能な水準にまで新規報告数が減少しており、現在のPCR検査の実施状況等を踏まえ、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人程度以下であることを目安とする。直近1週間の10万人あたり累積報告数が、1人程度以下の場合には、減少傾向を確認し、特定のクラスターや院内感染の発生状況、感染経路不明の症例の発生状況についても考慮して、総合的に判断する。

医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症の重症者数が持続的に減少しており、病床の状況に加え、都道府県新型コロナウイルス対策調整本部、協議会の設置等により患者急増に対応可能な体制が確保されていることとする。

監視体制については、医師が必要とするPCR検査等が遅滞なく行える体制が整備されていることとする。

令和2年5月14日には、以上の「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府及び兵庫県の8都道府県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていくこととなった。

また、令和2年5月21日には、同様に、分析・評価を行い、総合的に判断したところ、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県の5都道

県については、直近1週間の累積報告数が10万人あたり0.5人以上であることなどから、引き続き特定警戒都道府県として、特に重点的に感染拡大の防止に向けた取組を進めていく必要があった。

その後、令和2年5月25日に改めて感染状況の変化等について分析・評価を行い、「区域判断にあたっての考え方」を踏まえて総合的に判断したところ、全ての都道府県が緊急事態措置を実施すべき区域に該当しないこととなったため、同日、緊急事態解除宣言が発出された。

緊急事態宣言が解除された後も、全ての都道府県において、後述する「(3)まん延防止6)緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等」を踏まえ、基本的な感染防止策の徹底等を継続する必要があるとともに、感染の状況等を継続的に監視し、その変化に応じて、迅速かつ適切に感染拡大防止の取組を行う必要がある。

また、再度、感染が拡大し、まん延のおそれがあると認められ、緊急事態措置を実施すべき区域とするにあたっては、4月7日時点の感染の状況も踏まえて、令和2年4月7日変更の基本的対処方針で示してきた考え方と基本的には同様の考え方に立ち、オーバーシュートの予兆が見られる場合には迅速に対応することとし、直近の報告数や倍加時間、感染経路の不明な症例の割合等を踏まえて、総合的に判断する。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。また、発症前2日の者や無症候の者からの感染の可能性も指摘されている。一方、人と人との距離を確保することにより、大幅に感染リスクが下がるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人々が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）

という3つの条件（以下「三つの密」という。）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。また、これ以外の場であっても、人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことや歌うことにはリスクが存在すると考えられる。激しい呼気や大きな声を伴う運動についても感染リスクがある可能性が指摘されている。

- これまで、繁華街の接待を伴う飲食店等、ライブハウス、バー、スポーツジムや運動教室等の屋内施設においてクラスターが確認されてきたが、現在では医療機関及び福祉施設等での集団感染が見受けられる状況であり、限定的に日常生活の中での感染のリスクが生じてきているものの、広く市中で感染が拡大しているわけではないと考えられる。
- 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5-6日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持続することが多く、強いだるさ（倦怠感）や強い味覚・嗅覚障害を訴える人が多いことが報告されている。
- 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- 罹患しても約8割は軽症で経過し、また、感染者の8割は人への感染はないと報告されている。さらに入院例も含めて治癒する例も多いことが報告されている。
- 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約

0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。

- 日本における報告（令和2年4月30日公表）では、症例の大部分は20歳以上、重症化の割合は7.7%、致死率は2.5%であり、60歳以上の者及び男性における重症化する割合及び致死率が高いと報告されている。
- 日本国内におけるウイルスの遺伝子的な特徴を調べた研究によると、令和2年1月から2月にかけて、中国武漢から日本国内に侵入した新型コロナウイルスは3月末から4月中旬に封じ込められた（第一波）一方で、その後欧米経由で侵入した新型コロナウイルスが日本国内に拡散したものと考えられている（第二波）。
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づき、令和2年3月31日までに報告された患者における、発症日から報告日までの平均期間は9.0日であった。
- 新型コロナウイルス感染症の感染力を調べた台湾の研究では、新型コロナウイルス感染症は、発症前から発症直後の時期に最も感染力が高く、発症6日目以降は感染力が大きく低下することが示されている。
- 現時点では、対症療法が中心であるが、5月7日、レムデシビルが、重症患者に対する治療薬として特例承認された。これ以外のいくつかの既存の候補薬についても、患者の観察研究等が進められている。また、5月13日に、迅速診断用の抗原検査キットが承認されている。

なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。

- ・ 新型コロナウイルス感染症による日本での経済的な影響を調べた研究では、クレジットカードの支出額によれば、人との接触が多い業態や在宅勤務（テレワーク）の実施が困難な業態は、3月以降、売り上げがより大きく減少しており、影響を受けやすい業態であったことが示されている。
- ・ 現時点では、新型コロナウイルス感染症は未だ不明な点が多い感染症である。

## 二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ① 緊急事態宣言が解除された後は、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着等を前提として、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、一定の移行期間を設け、外出の自粛や施設の使用制限の要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。その際、感染状況は地域によって異なることから、各都道府県知事が適切に判断する必要があるとともに、人の移動があることから、隣県など社会経済的につながりのある地域の感染状況に留意する必要がある。
- ② 感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていくとともに、事業者に対して業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践を促していく。
- ③ 新型コロナウイルス感染症は、今後も、感染拡大のリスクが存在するため、監視体制の整備及び的確な情報提供・共有により、感染状況等を継続的に監視する。また、感染が拡大する場合に備え、医療提供体制の維持に向けて万全の準備を進めるほか、検査機能の強化、保健所の体制強化及びクラスター対策の強化等に取り組む。
- ④ 的確な感染拡大防止策及び経済・雇用対策により、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を持続的に可能としていく。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに強い感染拡大防止対策等を講じる。

### 三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

#### (1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
- ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
  - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
  - ・ 医療提供体制及び検査体制に関するわかりやすい形での情報の提供。
  - ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着に向けた周知。
  - ・ 室内で「三つの密」を避ける。特に、日常生活及び職場において、人混みや近距離での会話、多数の者が集まり室内において大きな声を出すことや歌うこと、呼気が激しくなるような運動を行うことを避けるように強く促す。飲食店等においても「三つの密」のある場面は避けること。
  - ・ 業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践。
  - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
  - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、予め電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方をわかりやすく周知。
  - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
  - ・ 従業員及び学生の健康管理や感染対策の徹底についての周知。
  - ・ 家族以外の多人数での会食を避けること。

- ・ 今回の対策では、「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策は政府として実施しないことを周知し、国民の落ち着いた対応（不要不急の帰省や旅行など都道府県をまたいだ移動の自粛等や商店への殺到の回避及び買い占めの防止）の呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極的に国民等への情報発信を行う。
- ③ 政府は、民間企業等とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、全世界で感染が拡大していることを踏まえ、各国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。また、政府は、日本の感染対策や感染状況の十分な理解を醸成するよう、諸外国に対して情報発信に努める。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して地域の感染状況に応じたメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により得られた情報を分析し、今後の対策に資する知見をまとめて、国民に還元するよう努める。
- ⑩ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく



「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

## (2) サーベイランス・情報収集

- ① 感染症法第 12 条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省及び都道府県、保健所設置市、特別区（以下「都道府県等」という。）は、感染が拡大する傾向が見られる場合はそれを迅速に察知し、的確に対応できるよう、戦略的サーベイランス体制を整えておく必要がある。また、社会経済活動と感染症予防の両立を進めるためにも感染状況を的確に把握できる体制を持つことが重要であるとの認識の下、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の一層の強化、地域の関係団体と連携した地域外来・検査センターの設置等を迅速に進めるとともに、新しい検査技術についても医療現場に迅速に導入する。都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、民間の検査機関等の活用促進を含め、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図る。さらに、厚生労働省は、PCR検査及び抗原検査の役割分担について検討・評価を行う。また、これらを踏まえ、検査が必要な者に、より迅速・円滑に検査を行い、医療従事者はもとよりその他の濃厚接触者に対するPCR等検査の拡大に向けて取組を進めるとともに、院内・施設内感染対策の強化を図る。国と都道府県等で協働して今後の感染拡大局面も見据えた準備を進めるため、厚生労働省は、相談・検体採取・検査の一連のプロセスを通じた対策強化について都道府県等に指針を示すとともに、これらの対策の促進のため、財政的な支援をはじめ必要な支援を行い、都道府県等は、各プロセスを点検し、対策を実施する。
- ③ 厚生労働省は、感染症法第 12 条に基づく医師の届出とは別に、市中での感染状況を含め国内の流行状況等を把握するため、抗体保有状況に関する調査など有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築にあたっては現場が混乱しないように留意する。また、インフルエンザ・肺炎死亡における、いわゆる超過死亡についても、現行システムの改善も含め、適切に把

握できるよう、早急に体制を整える。

- ④ 厚生労働省は、医療機関や保健所の事務負担の軽減を図りつつ、患者等に関する情報を関係者で迅速に共有するための情報把握・管理支援システム（Health Center Real-time Information-sharing System on COVID-19. H E R - S Y S）を早急に全国展開する。また、本システムを活用し、都道府県別の陽性者数や P C R 等検査の実施状況などの統計データの収集・分析を行い、適宜公表し、より効果的・効率的な対策に活用していく。
- ⑤ 政府は、医療機関の空床状況や人工呼吸器・ E C M O の保有・稼働状況等を迅速に把握する医療機関等情報支援システム（Gathering Medical Information System. G - M I S）を構築・運営し、医療提供状況を一元的かつ即座に把握するとともに、都道府県等にも提供し、迅速な患者の受入調整等にも活用する。
- ⑥ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑦ 政府は、迅速診断用の簡易検査キット等の開発の支援を引き続き進め、可及的速やかに国内での供給体制を整備する。
- ⑧ 都道府県は、自治体間での迅速な情報共有に努めるとともに、県下の感染状況について、リスク評価を行う。

### (3) まん延防止

#### 1) 外出の自粛（後述する職場への出勤を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、引き続き、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減」を目指して、法第 45 条第 1 項に基づく外出の自粛について協力の要請を行うものとする。その際、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促す。また、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

一方、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要

な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものについては外出の自粛要請の対象外とする。

また、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の基本的な感染対策の徹底は当然として、接触機会の8割低減を目指し、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第24条第9項等に基づき、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、感染拡大防止の観点から極力避けるよう住民に促すとともに、これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛するよう促す。

このほか、これまでにクラスターが発生しているような場や、「三つの密」のある場については、これまでと同様、外出を自粛するよう促すものとする。

一方で、これら以外の外出については、5月1日及び4日の専門家会議の提言を踏まえ、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の徹底を住民に求めていくものとする。

その際、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、こうした新しい生活様式を定着していくことの趣旨や必要性について、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等を活用して住民に周知を行うものとする。

なお、仮に、再度、感染の拡大傾向が認められる地域については、必要に応じて、上記①と同様の行動制限を求めることを検討する。

## 2) 催物（イベント等）の開催制限

特定警戒都道府県及び特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、クラスターが発生するおそれがある催物（イベント等）や「三つの密」のある集まりについては、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、開催の自粛の要請等を行うものとする。特に、全国的かつ大規模な催物等の開催については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、感染防止策を講じた上での比較的少人数のイベント等については、適切に対応する。ただし、感染拡大リスクの態様に十分留意する。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリについては、世界各国の公衆衛生当局において開発と導入が進められているところ、我が国においても導入が検討されており、接触率の低減、感染の拡大防止に寄与すること等を周知する。

### 3) 施設の使用制限等（前述した催物（イベント等）の開催制限、後述する学校等を除く）

- ① 特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項及び法第 45 条第 2 項等に基づき、感染の拡大につながるおそれのある施設の使用制限の要請等を行うものとする。これらの場合における要請等にあたっては、第 1 段階として法第 24 条第 9 項による協力の要請を行うこととし、それに正当な理由がないにもかかわらず応じない場合に、第 2 段階として法第 45 条第 2 項に基づく要請、次いで同条第 3 項に基づく指示を行い、これらの要請及び指示の公表を行うものとする。

特定警戒都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。政府は、新型コロナウイルス感染症の特性及び感染の状況を踏まえ、施設の使用制限等の要請、指示の対象となる施設等の所要の規定の整備を行うものとする。

なお、施設の使用制限の要請等を検討するにあたっては、これまでの対策に係る施設の種別ごとの効果や感染拡大リスクの態様、対策が長く続くことによる社会経済や住民の生活・健康等への影響について留意し、地域の感染状況等に応じて、各都道府県知事が適切に判断するものとする。例えば、博物館、美術館、図書館などについては、住民の健康的な生活を維持するため、感染リスクも踏まえた上で、人が密集しないことなど感染防止策を講じることを前提に開放することなどが考えられる。また、屋外公園を閉鎖している場合にも、同様に対応していくことが考えられる。

また、特定警戒都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求めることとする。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項等に基づく施設の使用制限の要請等については、感染拡大の防止及び社会経済活動の維持の観点から、地域の実情に応じて判断を行うものとする。その際、クラスター発生の状況が一定程度、明らかになった中で、これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、地域の感染状況等を踏まえ、施設の使用制限の要請等を行うことを検討する。一方で、クラスターの発生が見られない施設については、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行うことを含め、「三つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなどをはじめとして基本的な感染対策の徹底等を行うことについて施設管理者に対して強く働きかけを行うものとする。また、感染拡大の防止にあたっては、早期の導入に向けて検討を進めている接触確認アプリを活用して、施設利用者に係る感染状況等の把握を行うことも有効であることを周知する。

特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、法第 24 条第 9 項に基づく施設の使用制限等の要請を行い、また、法第 45 条第 2 項から第 4 項までにに基づく施設の使用制限等の要請、指示を行うにあたっては、

国に協議の上、外出の自粛等の協力の要請の効果を見極め、専門家の意見も聴きつつ行うものとする。

なお、特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、特定の施設等に人が集中するおそれがあるときは、当該施設に対して入場者の制限等の適切な対応を求める。

- ③ 事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等を実践するなど、自主的な感染防止のための取組を進める。その際、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言等を行う。

#### 4) 職場への出勤等

- ① 特定警戒都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 職場への出勤は、外出自粛等の要請の対象から除かれるものであるが、引き続き、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を強力に推進すること。
- ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を引き続き強力に推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

- ② 特定警戒都道府県以外の特定都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、事業者に対して、以下の取組を行

うよう働きかけを行うものとする。

- ・ 引き続き、在宅勤務（テレワーク）を推進するとともに、職場に出勤する場合でも、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を推進すること。
- ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用等）を促すとともに、「三つの密」を避ける行動を徹底するよう促すこと。
- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染拡大防止対策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。

③ 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。

## 5) 学校等の取扱い

① 文部科学省は、「新しい生活様式」を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等において示した学校の行動基準や具体的な感染症予防対策について周知を行うとともに、地域の感染状況に応じて、感染予防に最大限配慮した上で、児童生徒等の学びを保障するための総合的な対策を早急に取りまとめる。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有を行うものとする。

② 厚生労働省は、保育所や放課後児童クラブ等について、保育の縮小や臨時休園等についての考え方を示す。その際、可能な保護者に登園を控えるようお願いするなど保育等の提供を縮小して実施することや、医療従事者や社会の機能を維持するために就業継続が必要な者、

ひとり親などで仕事を休むことが困難な者の子ども等の保育等を確保しつつ臨時休園することの考え方を示す。

## 6) 緊急事態宣言解除後の都道府県における取組等

- ① 都道府県は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることを踏まえ、住民や事業者に対して、以下の取組を行うものとする。その際、「新しい生活様式」が社会経済全体に定着するまで、一定の移行期間を設けることとし、概ね3週間ごと（例えば、①6月18日までの3週間程度、②その後の3週間程度、③②の後の3週間程度）に地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、外出の自粛、催物（イベント等）の開催制限、施設の使用制限の要請等を段階的に緩和するものとする。

（外出の自粛等）

- ・ 「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着が図られるよう、あらゆる機会を捉えて、4月22日の専門家会議で示された「10のポイント」、5月4日の専門家会議で示された「新しい生活様式の実践例」等について住民や事業者に周知を行うこと。
- ・ 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。  
その後、①の段階においては、5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域との間の移動は、慎重に対応するよう促すこと。  
また、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組むこととし（①段階からが想定される）、その状況を踏まえつつ、県外からの人の呼び込みを実施すること（②の段階からが想定される）。
- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設への外出は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けるよう促すこと。



その後、施設や業態の特性等による感染拡大リスクを考慮し、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等が実践されるなど感染防止策が徹底されれば一定の安全性が確保できると考えられる業種については、ガイドラインの徹底等を前提として、①の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

一方、現段階において一定の安全性を確保することが難しいと考えられる業種については、①の段階において、施設や業態の特性等に応じた感染防止策に関して、専門家の意見を聴きつつ更に検討された結果を踏まえ、感染防止策の徹底等により一定の安全性が確保されたと考えられる場合には、②の段階からの外出の自粛要請等の緩和を検討すること。

- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、外出の自粛に関して速やかに住民に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(催物（イベント等）の開催)

- ・ 催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策が講じられることを前提に、①～③の概ね3週間ごとに、地域の感染状況や感染拡大リスク等について評価を行いながら、段階的に規模要件（人数上限）を緩和すること。その際、屋内で開催される催物等については、収容定員に対する参加人数の割合を半分程度以内とする要件を付すこと。

また、催物等の態様（屋内であるか、屋外であるか、また、全国的なものであるか、地域的なものであるか等）や種別（コンサート、展示会、スポーツの試合や大会、お祭りなどの行事等）に応じて、開催の要件や主催者において講じるべき感染防止策を検討すること。

なお、全国的な人の移動を伴うような規模の大きなイベント（スポーツの試合等）については、段階的な緩和を図っていく中で（②の段階が想定される）、まずは無観客での開催を求めること。

上記の移行期間において、各段階の一定規模以上の催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

催物等の開催にあたっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、催物の開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者による行動管理等、基本的な感染防止策が講じられるよう、主催者に対して強く働きかけるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことや、導入が検討されている接触確認アプリの活用等について、主催者に周知すること。

- ・ 感染拡大の兆候や催物等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、催物等の無観客化、中止又は延期等を含めて、速やかに主催者に対して必要な協力の要請等を行うこと。

(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、引き続き、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけるとともに、職場や店舗等に関して、業種ごとに策定される感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして、感染拡大防止のための取組が適切に行われるよう働きかけること。

(施設の使用制限等)

- ・ これまでにクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設については、引き続き、地域の感染状況等を踏まえ、施設管理者等に対して必要な協力を依頼すること。その際、前述した「外出の自粛等」に関する「これまでにクラスターが発生しているような施設」に係る取扱いと同様に対応するよう検討すること。
- ・ 感染拡大の兆候や施設等におけるクラスターの発生があった場合、国と連携して、施設の使用制限等を含めて、速やかに施設管理者等に対して必要な協力の要請等を行うこと。

- ② 都道府県は、感染の状況等を継続的に監視し、その変化が認めら

れた場合、住民に適切に情報提供を行い、感染拡大への警戒を呼びかけるものとする。

- ③ 都道府県は、感染拡大の傾向が見られる場合には、本対処方針における「特定警戒都道府県以外の特定都道府県における取組(前記の1)②、2)、3)②、4)②)」に準じて、迅速かつ適切に法第24条第9項に基づく措置等を講じるものとする。都道府県は、できる限りその判断基準や考え方をあらかじめ設けておくこととし、その際は、令和2年5月14日の専門家会議提言において、「特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度の新規報告者数等で判断することが考えられる」とされていることを参考とする。
- ④ 都道府県は、①③の取組を行うにあたっては、あらかじめ国と迅速に情報共有を行う。

## 7) 水際対策

- ① 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ② 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ③ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第29条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

## 8) クラスター対策の強化

- ① 都道府県等は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者を把握し、健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を適確に把握し、適切な感染対策を行

う。

- ② 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ③ 厚生労働省及び都道府県等は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ④ 政府及び都道府県等は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、特定都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県等は、クラスターの発見に資するよう、自治体間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。
- ⑤ 政府は、個人情報保護及びプライバシーに十分配慮しながら、スマートフォン開発会社が開発しているアプリケーションプログラミングインタフェース（API）を活用した接触確認アプリについて、接触率の低減及び感染の拡大防止に寄与すること等の国民理解を得つつ、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（HER-SYS）及び保健所等と連携することにより、より効果的なクラスター対策につなげていく。

#### 9) その他共通的事項等

- ① 特定都道府県は、地域の特性に応じた実効性のある緊急事態措置を講じる。特定都道府県は、緊急事態措置を講じるにあたっては、法第 5 条を踏まえ、必要最小限の措置とするとともに、講じる措置の内容及び必要性等について、住民に対し丁寧に説明する。特定都道府県は、緊急事態措置を実施するにあたっては、法第 20 条に基づき国と密接に情報共有を行う。国は、専門家の意見を聴きながら、必要に応じ、特定都道府県と総合調整を行う。

- ② 政府及び地方公共団体は、今後、持続的な対策が必要になると見込まれることから、緊急事態措置を講じるにあたっては、感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を図ることに留意する。
- ③ 地方公共団体は、緊急事態措置について、罰則を伴う外出禁止の措置や都市間の交通の遮断等、諸外国で行われている「ロックダウン」（都市封鎖）のような施策とは異なるものであることを、政府と協力しつつ、住民に対し周知する。加えて、緊急事態措置を講じること等に伴い、食料・医薬品や生活必需品の買い占め等の混乱が生じないように、住民に冷静な対応を促す。
- ④ 政府及び地方公共団体は、緊急事態措置の実施にあたっては、事業者の円滑な活動を支援するため、事業者からの相談窓口の設置、物流体制の確保、ライフラインの万全の体制の確保等に努める。
- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。

#### (4) 医療等

- ① 重症者等に対する医療提供に重点を置いた入院医療の提供体制の確保を進めるため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
  - ・ 重症者等に対する医療提供に重点を置くべき地域では、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者（以下「軽症者等」という。）は、宿泊施設等での療養とすることで、入院治療が必要な患者への医療提供体制の確保を図ること。

特に、家庭内での感染防止や症状急変時の対応のため、宿泊施設が十分に確保されているような地域では、軽症者等は宿泊療養を基本とする。そのため、都道府県は、ホテルなどの一時的な宿泊療養施設及び運営体制の確保に努めるとともに、国は、都道府県と密接に連携し、その取組を支援すること。

子育て等の事情によりやむを得ず自宅療養を行う際には、都道府

県等は電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ 都道府県は、患者が入院、宿泊療養、自宅療養をする場合に、その家族に要介護者や障害者、子ども等がいる場合は、市町村福祉部門の協力を得て、ケアマネージャー、相談支援専門員、児童相談所等と連携し、必要なサービスや支援を行うこと。
- ・ 病床の確保について、都道府県は、関係機関の協力を得て、新型コロナウイルス感染症の患者を集約して優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等を活用して、ピーク時の入院患者の受入れを踏まえて、必要な病床を確保すること。

また、医療機関は、BCPも踏まえ、必要に応じ、医師の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討し、空床確保に努めること。

さらに、都道府県は、仮設の診療所や病棟の設置、非稼働病床の利用、法第48条に基づく臨時の医療施設の開設について検討すること。厚生労働省は、その検討にあたって、必要な支援を行うこと。

- ・ 都道府県は、患者受入調整や移送調整を行う体制を整備するとともに、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、患者受入調整に必要な医療機関の情報の見える化を行っておくこと。また、厚生労働省は、都道府県が患者搬送コーディネーターの配置を行うことについて、必要な支援を行うこと。
  - ・ さらに、感染拡大に伴う患者の急増に備え、都道府県は、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ② 新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来診療・検査体制の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 帰国者・接触者相談センターを通じて、帰国者・接触者外来を受診することにより、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
- ・ 都道府県等は、関係機関と協力して、集中的に検査を実施する機関（地域外来・検査センター）の設置や、帰国者・接触者外来への医療従事者の派遣を行うこと。

また、大型テントやプレハブ、いわゆるドライブスルー方式やウォークスルー方式による診療を行うことで、効率的な診療・検査体制を確保すること。あわせて、検査結果を踏まえて、患者の振り分けや、受け入れが適切に行われるようにすること。

- ・ さらに患者が増加し、増設した帰国者・接触者外来や地域外来・検査センターでの医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。

こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、肺炎が疑われるような強いだるさや息苦しさがあるなど状態が変化した場合は、すぐにでもかかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。

- ・ 都道府県は、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
- ・ 夏ごろまでを目途に、冬季のインフルエンザの流行を踏まえた外来医療の在り方を検討すること。

- ③ 新型コロナウイルス感染症患者のみならず、他の疾患等の患者への対応も踏まえて地域全体の医療提供体制を整備するため、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。

- ・ 都道府県は、地域の医療機能を維持する観点から、新型コロナウイルス感染症以外の疾患等の患者受入れも含めて、地域の医療機関の役割分担を推進すること。
  - ・ 患者と医療従事者双方の新型コロナウイルス感染症の予防の観点から、初診を含めて、電話等情報通信機器を用いた診療体制の整備を推進すること。
- ④ 医療従事者の確保のため、厚生労働省と都道府県等は、関係機関と協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 都道府県等は、現場で従事している医療従事者の休職・離職防止策や、潜在有資格者の現場復帰、医療現場の人材配置の転換等を推進すること。また、検査を含め、直接の医療行為以外に対しては、有資格者以外の民間の人材の活用を進めること。
  - ・ 厚生労働省は、都道府県が法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等を行うにあたって、必要な支援を実施すること。
- ⑤ 医療物資の確保のため、政府と都道府県等、関係機関は協力して、次のような対策を講じる。
- ・ 政府及び都道府県は、医療提供体制を支える医薬品や医療機器、医療資材の製造体制を確保し、医療機関等情報支援システム（G-MIS）も活用し、必要な医療機関に迅速かつ円滑に提供できる体制を確保するとともに、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資・感染防御に必要な資材等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
  - ・ 政府及び都道府県は、特に新型コロナウイルス感染症を疑う患者に PCR 検査や入院の受入れを行う医療機関等に対しては、マスク等の個人防護具を優先的に確保する。
- ⑥ 医療機関及び高齢者施設等における施設内感染を徹底的に防止するため、厚生労働省と地方公共団体は、関係機関と協力して、次の事項について周知徹底を図る。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等の設置者において、



- ▶ 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、
  - ▶ 症状がなくても患者や利用者と接する際にはマスクを着用する、
  - ▶ 手洗い・手指消毒の徹底、
  - ▶ パソコンやエレベーターのボタンなど複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する、
  - ▶ 食堂や詰め所でマスクをはずして飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ、
  - ▶ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する、などの対策に万全を期すこと。
- ・ 医療機関及び高齢者施設等において、面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き一時中止すべきこと。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、患者、利用者からの感染を防ぐため、感染が流行している地域では、施設での通所サービスなどの一時利用を中止又は制限する、入院患者、利用者の外出、外泊を制限する等の対応を検討すべきであること。
  - ・ 医療機関及び高齢者施設等において、入院患者、利用者等について、新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策、飛沫感染予防策を実施すること。
- ⑦ 都道府県は、感染者と非感染者の空間を分けるなどを含む感染防御策の更なる徹底などを通して、医療機関及び施設内での感染の拡大に特に注意を払う。
- また、特に感染が疑われる医療、施設従事者及び入院患者等については、率先してPCR検査等を受けさせるようにする。加えて、手術や医療的処置前などにおいて、当該患者について医師の判断により、PCR検査等が実施できる体制をとる。
- ⑧ この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、厚生労働省と都道府県は、関係機関と協力して、次の事項に取り組む。

- ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
  - ・ 妊産婦に対する感染を防止する観点から、医療機関における動線分離等の感染対策を徹底するとともに、妊産婦が感染した場合であっても、安心して出産し、産後の生活が送れるよう、関係機関との協力体制を構築し、適切な支援を実施すること。また、関係機関と協力して、感染が疑われる妊産婦への早めの相談の呼びかけや、妊娠中の女性労働者に配慮した休みやすい環境整備などの取組を推進すること。
  - ・ 小児医療について、関係学会等の意見を聞きながら、診療体制を検討し、地方公共団体と協力して体制整備を進めること。
  - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
  - ・ 5月7日に特例承認されたレムデシビルの円滑な供給を図るとともに、関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・治験等を速やかに実施すること。
  - ・ ワクチンについて、関係省庁・関係機関と連携し、迅速に開発等を進め、できるだけ早期に実用化し、国民に供給することを目指すこと。
  - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間等に配慮すること。
- ⑨ 政府は、令和2年度第1次補正予算も活用し、地方公共団体等に対する必要な支援を行うとともに、医療提供体制の更なる強化に向け、第2次補正予算の編成などを含め、対策に万全を期す。

#### (5) 経済・雇用対策

引き続き、感染症対策とバランスをとりつつ、地域の感染状況や医療提

供体制の確保状況等を踏まえながら、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。政府は、令和2年度第1次補正予算を含む「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（令和2年4月20日閣議決定）の各施策を、国・地方を挙げて迅速かつ着実に実行することにより、今後の感染拡大を防止するとともに、雇用の維持、事業の継続、生活の下支えに万全を期す。さらに、令和2年度第1次補正予算を強化するため、第2次補正予算を速やかに編成し、早期の成立を目指す。引き続き、内外における事態の収束までの期間と拡がり、経済や国民生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変かつ果敢に対応する。

## (6) その他重要な留意事項

### 1) 人権への配慮、社会課題への対応等

- ① 新型コロナウイルス感染症への感染は誰にでも生じ得るものであり、感染状況に関する情報が特定の個人や地域にネガティブなイメージを生まないようにすることが極めて重要である。特に、患者・感染者、その家族や治療・対策に携わった方々等の人権が侵害されている事案が見られていることから、こうした事態が生じないよう政府は適切に取り組む。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合には、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④ 政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤ 政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要な措置を講じる。
- ⑥ 政府は、地方公共団体と連携し、対策が長期化する中で生ずる様々

な社会課題に対応するため、適切な支援を行う。

- ・ 長期間にわたる外出自粛等によるメンタルヘルスへの影響、配偶者暴力や児童虐待。
  - ・ 情報公開と人権との協調への配慮。
  - ・ 営業自粛等による倒産、失業、自殺等。
  - ・ 社会的に孤立しがちな一人暮らしの高齢者、休業中のひとり親家庭等の生活。
  - ・ 外出自粛等の下での高齢者等の健康維持・介護サービス確保。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方に対して尊厳を持ってお別れ、火葬等が行われるための適切な方法について、周知を行う。

## 2) 物資・資材等の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じ、マスク、個人防護具や消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクや消毒薬の転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者へ冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

## 3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強

化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。

- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体、経済団体等の関係者の意見を十分聴きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。
- ⑤ 政府は、基礎医学研究及び臨床医学研究、疫学研究を含む社会医学研究等の研究体制に対する支援を通して、新型コロナウイルス感染症への対策の推進を図る。
- ⑥ 都道府県等は、近隣の都道府県等が感染拡大防止に向けた様々な措置や取組を行うにあたり、相互に連携するとともに、その要請に応じ、必要な支援を行う。
- ⑦ 特定都道府県等は、緊急事態措置等を実施するにあたっては、あらかじめ国と協議し、迅速な情報共有を行う。政府対策本部長は、特定都道府県が適切に緊急事態措置を講じることができるよう、専門家の意見を踏まえつつ、特定都道府県と総合調整を行う。
- ⑧ 緊急事態宣言の期間中に様々な措置を実施した際には、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、特定市町村長及び指定地方公共機関の長はその所在する特定都道府県知事に、指定公共機関の長は所管の指定行政機関に、その旨及びその理由を報告する。政府対策本部長は国会に、特定都道府県知事及び指定行政機関の長は政府対策本部長に、報告を受けた事項を報告する。

#### 4) 社会機能の維持

- ① 政府、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、職員にお

ける感染を防ぐよう万全を尽くすとともに、万が一職員において感染者又は濃厚接触者が確認された場合にも、職務が遅滞なく行えるように対策をあらかじめ講じる。特に、テレビ会議及びテレワークの活用を努める。

- ② 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ③ 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ④ 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。
- ⑤ 政府は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、必要に応じ、国民への周知を図る。
- ⑥ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ⑦ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

#### 5) 緊急事態宣言解除後の取組

政府は、緊急事態宣言の解除を行った後も、都道府県等や基本的対処方針等諮問委員会等との定期的な情報交換を通じ、国内外の感染状況の変化、施策の実施状況等を定期的に分析・評価・検証を行う。その上で、最新の情報に基づいて適切に、国民や関係者へ情報発信を行うとともに、それまでの知見に基づき、より有効な対策を実施する。

#### 6) その他

- ① 政府は、必要に応じ、他法令に基づく対応についても、講じることとする。
- ② 今後の状況が、緊急事態宣言の要件等に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大及び医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえて、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼ

すおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ③ 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言、継続若しくは終了するにあたっては、新たな科学的知見、感染状況、施策の実行状況等を考慮した上で、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で臨機応変に対応する。

(別添)緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者

以下事業者等については、「三つの密」を避けるための取組を講じていただきつつ、事業の継続を求める。

### 1. 医療体制の維持

- ・新型コロナウイルス感染症の治療はもちろん、その他の重要疾患への対応もあるため、すべての医療関係者の事業継続を要請する。
- ・医療関係者には、病院・薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。

### 2. 支援が必要な方々の保護の継続

- ・高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関するすべての関係者（生活支援関係事業者）の事業継続を要請する。
- ・生活支援関係事業者には、介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。

### 3. 国民の安定的な生活の確保

- ・自宅等で過ごす国民が、必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者の事業継続を要請する。
- ① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPGガス、上下水道、通信・データセンター等）
  - ② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）
  - ④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）
  - ⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）
  - ⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）
  - ⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）
  - ⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）
  - ⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）
  - ⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）



#### 4. 社会の安定の維持

・社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業継続を要請する。

- ① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）
- ② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、郵便等）
- ③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）
- ④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）
- ⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）
- ⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）
- ⑦ 育児サービス（託児所等）

#### 5. その他

・医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているものについては、感染防止に配慮しつつ、継続する。また、医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等にも、事業継続を要請する。

## 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称） の制定について

危機管理部・健康福祉部

### 条例制定の背景

- ◎ 本県においては、新型コロナウイルス感染症対策に当たり、政府が特措法に基づいて対策本部を設置（3月26日）する前から、県独自の対策本部を立ち上げ（1月29日）、有症状者相談窓口の設置、医療提供体制の整備、PCR検査体制の構築、感染防止策の周知徹底など、地域の実情を踏まえた対応をとってきました。
- ◎ 政府対策本部設置以降は、国が定めた基本的対処方針を踏まえ、いわゆる3つの密を避ける取組への呼びかけ、外出自粛の要請、施設の使用停止の要請（休業要請）、まん延地域から人を呼び込まないための方策として、主として観光客が利用する観光・宿泊施設の休業や利用の停止等の検討の協力を依頼するなど、本県の状況を踏まえた独自の対策もあわせて講じてきたところです。
- ◎ 現在、県内において、感染は落ち着いた状況が継続しているが、引き続き感染拡大期（第二波）の到来に備え、長期的に同感染症対策を講じていくことが必要です。
- ◎ そこで、本県におけるこれまでの対応を基に、将来を見据え、新型コロナウイルス感染症等の対策の基本的な考え方や手順に関する一定のルール（枠組み）を明確にし、県民、事業者の皆様との間で、認識を共有しておくことが肝要です。
- ◎ そのため、県民の代表である県議会により審議いただいた条例として、基本的な考え方や、手順を定めることにしました。

## 条例に定める基本的事項

### 感染拡大に備え、県民の生命と健康を保護し、安心して安全な生活を維持

- 次の感染拡大期（第二波）の到来に備える
- 感染拡大防止のための取組や医療・検査体制の充実を推進

### 本県の実情に応じた対策の実施

- 全国一律の基準のみならず、地域の実情に応じた対策が必要  
例）まん延地域から人を呼び込まない
- 政府対策本部が設置されていない場合であっても、県独自に迅速な措置をとる必要

### 県民、事業者への協力の求め（新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の場合に限る）

- 感染まん延地域からの人の往来を誘発させる施設の休業の検討
- 外出自粛・感染防止に必要な協力等  
（政府対策本部が設置されていない場合）

### 県民、事業者への幅広い支援

- 新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける県民、事業者に対する幅広い支援（相談体制の充実、経済的支援等）

### 専門家への意見聴取

- 基本的方針の策定、県民、事業者への協力の求めを行うに当たり、専門家に意見を聴取

### 人権等への配慮

- 患者及びその家族、濃厚接触者、医療関係者、他県からの来訪者などに対する不当な差別的取扱い・誹謗中傷をしないことを明示

## 施行期日

公布の日

# 「長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例（仮称）」骨子

危機管理部  
健康福祉部

## 1 目的

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症等への対策について定めることにより、同感染症等のまん延を防止し、もって県民の生命及び健康を保護し、安全で安心な生活を維持することを目的とする。

○ この条例は、新型コロナウイルス感染症等（COVID-19 及び特措法に規定する新型インフルエンザ等を指します。）の今後の感染拡大に備え、これまで実施してきた県の感染症対策（感染拡大防止策、支援等）について整理し、基本的な考え方や手続について定めるものです。

## 2 条例対策本部の設置等

- (1) 知事は、県内において新型コロナウイルス感染症等のまん延のおそれがあると認める場合であって、特措法に規定する政府対策本部が設置されていないときは、同感染症等に関する対策本部（以下「条例対策本部」という。）を設置するものとする。
- (2) 条例対策本部の長は、長野県対策本部長とし、知事をもって充てる。
- (3) 条例対策本部は、新型コロナウイルス感染症等に関し、県が実施する施策の推進に関する事務をつかさどる。

○ 県では、COVID-19 に関し、政府対策本部が設置される約 2 か月前（令和 2 年 1 月 29 日）から県独自の対策本部を要綱により設置し、対策を講じてきました。

○ 今後、現在の政府対策本部が廃止された後又は新たな政府対策本部が設置される前であっても、県として独自に対策を続ける必要がある場合には、本条例により県対策本部を設置することとなります。

## 3 感染症対策の実施等

- (1) 条例対策本部又は特措法による都道府県対策本部（以下「県対策本部」という。）は、新型コロナウイルス感染症等への対策を実施するに当たり、感染防止、医療体制等に係る基本の方針を定める。
- (2) 県は、県対策本部が定めた基本の方針に基づき適切な感染防止に関する施策の実施について広く周知し、県民が自ら適切な感染防止策を講ずることができるよう必要な情報提供に努めるとともに、県民、県の区域に滞在する者及び事業者に協力を求めることができる。
- (3) 県は、県民が安全で安心な社会生活を維持できるよう、医療・検査体制の充実、医療資材等の備蓄その他必要な感染症対策を実施するものとする。

- 県では、新型コロナウイルス感染症等に対する感染症の発生の予防及びまん延の防止、医療提供体制の整備、検査体制の充実等について、県独自の基本的対処方針等を定め、これに基づき施策を実施してきました。
- 今後は、この基本的対処方針等を条例に基づくものと位置付け、これに沿って対策を実施してまいります。

#### 4 まん延を防止するための協力の求め等

(新型コロナウイルス感染症(COVID-19をいう。)の場合に限る。)

- (1) 長野県対策本部長(県対策本部の長をいう。この(1)において同じ。)は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要と認める場合は、同感染症の発生の状況等を考慮して当該長野県対策本部長が定める期間及び区域において、同感染症がまん延していると認められる地域からの人の往来を誘発させる施設のうち別に定めるものを管理する者等に対し、休業その他必要な措置を検討することへの協力を求めることができる。
- (2) 長野県対策本部長(条例対策本部の長に限る。)は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要と認める場合は、同感染症の発生の状況等を考慮して当該長野県対策本部長が定める期間及び区域において、次に掲げる協力を求めることができる。
  - ア 県民及び県の区域に滞在する者に対し、生活の維持に必要な場合を除き当該者の居宅、これに相当する場所から不要不急の外出をしないことその他の新型コロナウイルス感染症の感染防止に必要な協力
  - イ 特措法に規定する多数の者が利用する施設を管理する者等に対し、休業その他の必要な措置を検討することへの協力
- (3) (1)及び(2)の協力を求めるにあたっては、当該協力の求めは新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものでなければならない。

- この4に規定する協力の求めは、新型コロナウイルス感染症(COVID-19を指します。)に限って実施します。
- 県では、本年4月のCOVID-19の感染拡大期には、特措法に基づき、施設の休業、営業時間の短縮等を要請したほか、特措法に基づかず、独自に県外から人を呼び込む観光・宿泊施設等に対して休業等の検討を依頼しました。
- 今後も同様な状況が生じる可能性があります。こうした要請等は、県民生活に幅広く影響を及ぼし得るものであるため、条例において明確な規定を置くことが望ましいものと考えます。(1)
- また、同様に、政府対策本部が設置されていない場合であっても、県内の感染拡大の状況により県独自での対応が必要な場合には、外出自粛・休業の検討の協力の求めができる規定をおくこととします。(2)

- なお(1)中「感染症がまん延していると認められる地域」とは、緊急事態宣言が発令されている都道府県、県内で感染症の発生が多数確認されている地域等を想定しています。
- また(1)及び(2)のイにおける「その他必要な措置」とは、新型コロナウイルス感染症の症状を呈している者の入場の禁止、手指の消毒設備の設置等を想定しています。
- あくまで協力の要請であり、強制でないことから、上記協力の求めに従わなかったことに対する罰則は置きません。

## 5 県民及び事業者に対する支援

県は、新型コロナウイルス感染症等の影響を受ける県民及び事業者に対し、相談体制の充実、経済的な支援等必要な支援を行うものとする。

- 県では、新型コロナウイルス感染症に影響を受ける県民の皆様に対し、各種相談窓口を設置するとともに、新型コロナウイルス感染拡大防止支援金・協力金（1事業者当たり30万円）の支給、中小企業の事業継続に向けた融資の実施、各種キャンペーンの実施（県産食材や花きの積極的な購入、飲食店の応援のための情報発信の強化等）等により経済的な支援を行っています。
- 今後においても、県は、県民の皆様の安全で安心な社会生活を維持できるよう、その状況に応じて必要な支援を検討し、実施してまいります。

## 6 方針等についての意見の聴取

長野県対策本部長（県対策本部の長をいう。）は、3の(1)に規定する基本的方針を定める場合又は特措法に基づく要請等（※）若しくは4の(1)若しくは(2)の協力の求めを行う場合は、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴くものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ、その意見を聴くいとまがないときは、この限りでない。

※特措法24条9項、45条1項から3項まで

- 県では、COVID-19に関し、「県新型コロナウイルス感染症対策専門家懇談会」及び「生活経済対策有識者懇談会」を開催するなど、県民の皆様にご与える影響の大きい基本的方針の策定及び変更並びに休業要請等を行う場合は、その妥当性を慎重に判断するため、あらかじめ、外部の学識経験者の意見を聴いています。
- 今後も、様々な対策を講ずるに当たっては、あらかじめ、外部の学識経験者の意見を聴くこととします。
- 「学識経験者」とは、医療関係者、法律・経済関係者等を想定しています。

## 7 人権等への配慮

県民及び事業者は、患者等、医療従事者、県外から来訪し県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても、新型コロナウイルス感染症等のり患又はり患のおそれ、適切な感染防止策を講じていないおそれ等を理由として、不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない。

## 8 施行期日

公布の日





# コロナの影響から県民の命と暮らしを守る 長野県の取組のポイント

健康福祉部

## ○ お困りごと相談センター に寄せられたご相談から

- ・ 新型コロナウイルスの影響で収入が減少したが、どんな支援があるか。
- ・ 仕事の不安などで精神的に不安定に。どこか相談できる場所は。

## 1 今回の対応のポイント

### (1) 県の支援策を生活者の視点から整理

- 暮らしを守るための支援策
- 悩みをかかえる皆様を支える体制

### (2) 新規の施策

\* … 予定事業

#### ① 生活資金に関する支援

- 緊急小口資金等償還金補給事業\*〔健康福祉部〕(p 3)  
(緊急小口資金などの貸付金の償還時に、償還金の一部を支援)

#### ② 就労に関する支援

- 緊急就労支援事業(県・市町村・県民連携)\*〔産業労働部〕(p 7)  
(新型コロナウイルスの影響で離職した方の就労を支援)
- 県非常勤職員の募集〔総務部〕(p 7)  
(新型コロナウイルスの影響で離職した方等を県の職員として採用)

#### ③ 悩みをかかえる皆様を支える体制

- 子ども向けLINE相談\*〔教育委員会〕(p 13)  
(いじめ・不登校など学校生活全般に関わる相談にLINEでお応え)
- 困難を抱える方を支えるNPO法人等を支援\*〔県民文化部〕(p 14)  
(子ども・障がい者・高齢者などを支援するNPO法人などのコロナ対策を支援)

### (3) 生活保護

生活保護を必要とする方がためらわずに相談できるよう、暮らしの  
セーフティーネットとして情報発信 (p 5)

## 2 その他

今後は、国・市町村を含む各種支援策を分野別に取りまとめ、県民にわかりやすく情報発信(各種支援のフローチャート化 など)

# コロナの影響から県民の命と暮らしを守る 長野県の取組【概要】

## I くらしを守るための支援策

※ 個別項目の下線は、新規の支援策

### 1 生活に関してお困りの方への支援

#### ○ 生活資金の確保のために（経済支援）

緊急小口資金、総合支援資金、  
緊急小口資金等償還金補給事業（予定）、県税徴収猶予

#### ○ 安定した住まいの確保のために（住居支援）

住居確保給付金、入居保証支援、県営住宅の家賃減免・一時入居

#### ○ 生活保護

生活保護は暮らしのセーフティーネット

### 2 お仕事に関してお困りの方への支援

#### ○ 仕事をお探しの方へ（就労支援）

就職困難者のための就職サポート、  
（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）

ジョブカフェ信州、職業訓練、

緊急就労支援事業（県・市町村・県民連携）（予定）

県非常勤職員の募集

### 3 ご家庭に関する支援

#### ○ 高校生のお子さんがあるご家庭へ（修学支援）

高校の授業料減免、高校生等奨学給付金、高等学校等奨学金

#### ○ 特別支援学校に通学するお子さんがあるご家庭へ

特別支援教育就学奨励費

#### ○ ひとり親のご家庭へ（ひとり親支援）

児童扶養手当、母子父子寡婦福祉資金

## II 悩みをかかえる皆様を支える体制

#### ○ 生活や仕事に関する悩みをかかえる方へ

生活就労支援センター「まいさぼ」、労働相談

#### ○ 様々な悩みをかかえる方へ

こころの相談、児童虐待・DV24時間ホットライン、子ども支援センター、  
子ども・若者サポートネット、人権啓発センター、女性・男性相談窓口

#### ○ 心配や悩みをかかえる子どもたちへ

子ども支援センター、チャイルドライン、学校生活相談センター、  
LINE相談（予定）

#### ○ 外国人の方へ

多文化共生相談センター

#### ○ NPO法人・ボランティア団体の方へ

困難を抱える方を支えるNPO法人等を支援（予定）

#### ○ コロナに関する相談先・各種支援など

お困りごと相談センター

# コロナの影響から県民の命とくらしを守る 長野県の取組

新型コロナウイルス感染症の影響から、県民の皆様の命とくらしを守るため、長野県では様々な取組・支援を行っています。

生活や仕事、教育などに関して、不安や悩みをかかえている皆様の気持ちにしっかりと寄り添い、引き続き取り組んでまいります。

長 野 県

# I くらしを守るための支援策

## 1 生活に関してお困りの方への支援

### 生活資金の確保のために（経済支援）

#### 緊急小口資金（特例貸付①）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少した方は、一時的な生活資金の貸付を受けられます。

対象となる方	休業などにより収入が減少し、緊急に一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
貸付上限額	20万円
据置期間	1年以内
償還期限	2年以内
受付窓口	市町村社会福祉協議会、労働金庫 5月28日から一部の郵便局で申請受付が開始されます。

【償還免除の特例】 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。

#### 総合支援資金（特例貸付②）

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少したり失業された方は、生活の立て直しに必要な資金の貸付を受けられます。

対象となる方	収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
貸付上限額	単身世帯：月額15万円 2人以上世帯：月額20万円（貸付期間：原則3月以内）
据置期間	1年以内
償還期限	10年以内
受付窓口	市町村社会福祉協議会

【償還免除の特例】 償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できることとしています。

※ 特例貸付①・②を合わせて、単身世帯が最大65万円、2人以上世帯が最大80万円の貸付を受けられます。

## ⑨ 緊急小口資金等償還金補給事業（予定）

緊急小口資金（特例貸付①）及び総合支援資金（特例貸付②）の償還については、国の制度による償還免除に加え、長野県独自の支援策として償還金の一部を補助します。

対象となる方	償還時点の月の収入が住民税非課税世帯となる年収基準の1/12相当となる世帯
支援内容	償還1年目の償還額を県が補助し、据置期間を2年に延長します。（補助額は、2つの資金合わせて最大16万円） 【補助額】 ・ 緊急小口資金 最大10万円 ・ 総合支援資金（単身世帯） 最大4.5万円 （2人以上世帯）最大6万円
ご相談窓口	県健康福祉部地域福祉課

## 県税徴収猶予（特例）

新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、納税が困難な方は、申請により、最大1年間の徴収猶予を無担保・延滞金なしで受けられます。

対象となる方	次のいずれにもあてはまる方 ① 令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）で、収入が前年同期と比べて概ね20パーセント以上減少 ② 一時に納税することが困難
対象となる税	自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税 など （令2.2.1～令3.1.31に納期限が到来するもの）
ご相談窓口	県税事務所

※ 上記の特例の対象とならない方も、他の猶予制度の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

## 安定した住まいの確保のために（住居支援）

### 住居確保給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業などにより収入が減少し、住居を失うおそれがある方は、一定期間、家賃相当分の額の支給を受けられます。

対象となる方	次のいずれかの方 ・ 離職・廃業後2年以内の方 ・ 休業などにより収入が減少し、離職や廃業と同程度の状況にある方（収入・資産要件あり）
支給上限額	単身世帯：月額 31,800 円～36,000 円 2人世帯：月額 38,000 円～43,000 円 など
支給期間	3か月（最長9か月まで）
ご相談窓口	お住まいの地域の生活就労支援センター「まいさぽ」 （別紙一覧をご参照ください。）

### 入居保証支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が減少した方は、賃貸住宅の入居保証支援を受けられます。

対象となる方	連帯保証人を立てられず、賃貸住宅への入居が困難な方
支援内容	家賃3か月分
ご相談窓口	お住まいの地域の生活就労支援センター「まいさぽ」 （別紙一覧をご参照ください。）

### 県営住宅の家賃減免

県営住宅にお住まいの方は、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した場合に、家賃の減免を受けられます。

対象となる方	収入が県で定める基準以下に減少した世帯
減免率	家賃の1/3
ご相談窓口	県建設事務所、県住宅供給公社

### 県営住宅の一時入居

新型コロナウイルス感染症の影響による解雇・雇止めなどで住居にお困りの方は、県営住宅に一時入居できます。

対象となる方	解雇などにより住宅に困窮している方
入居期間	1年以内（原則）
家賃	最も低額な家賃相当額から、1/3を減じた額 （月額 8,000 円～21,200 円）
ご相談窓口	県建設事務所

## 生活保護

生活に困窮する方に対する最後のセーフティーネットとして、国が最低限度の生活を保障する制度です。

対象となる方	世帯の収入などが、国の定める最低生活費に満たない方 (資産や能力などの活用要件があります。)
支給額	国の定める最低生活費から世帯の収入額を差し引いた額
ご相談窓口	〔市にお住まいの方〕 市福祉事務所 〔町村にお住まいの方〕 県保健福祉事務所または町村役場

### 生活保護は暮らしのセーフティーネットです！

- 病気や怪我などで働けない、仕事を失ったなどの様々な理由により生活が立ち行かなくなることは、誰にでも起こりうることです。  
そのような経済的に困窮状態となり生活に困っている方に対して、憲法第25条の生存権の理念に基づく最後のセーフティーネットが生活保護です。
- しかし、生活保護に対するある種の偏見や誤った認識などにより、相談や申請を躊躇してしまう場合があると指摘されています。  
生活保護は、国民の権利を保障する全ての方の制度ですので、**ためらわずに御相談ください。**



### 「相談や申請が難しい」と思われている方

- ご相談窓口では、生活保護制度の内容や具体的な申請手続きなどについて、職員が丁寧に説明いたします。
- 相談・申請に際しては、
  - ・ 相談時に、書類は不要
  - ・ 事前に扶養義務者に相談していなくても申請が可能
  - ・ 申請時に、通帳の写しなど収入や資産等の状況を確認できる書類を提出できない場合、後日提出でも可能
 などの対応をしています。

## 2 お仕事に関してお困りの方への支援

### 仕事をお探しの方へ（就労支援）

#### 就職困難者のための就職サポート

新型コロナウイルス感染症の影響で離職を余儀なくされた方、就職が困難になった方のご相談をお受けしています。

ご相談窓口	子育て中の女性、障がい者、中国帰国者、ひとり親家庭の父母など どなたでも … 県地域振興局商工観光課 ※ ひとり親家庭の方などについては、上田、伊那、松本、長野の保健福祉事務所でも相談・紹介を行っています。
-------	--

職業能力開発に取り組むひとり親の方などは、給付金などの支給を受けられます。

#### ○ 自立支援教育訓練給付金

対象となる方	児童扶養手当の支給を受けている方、または、同等の所得水準にあるひとり親の方など
対象講座	雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
支給額	受講料の6割（上限額：20万円 × 修業年数）
ご相談窓口	〔市にお住まいの方〕 市福祉事務所 〔町村にお住まいの方〕 県保健福祉事務所福祉課

※ 受講料が12,000円以下の場合は、対象外となります。

※ 雇用保険の教育訓練給付金の給付を受けられる場合は、支給額はその額を除いた額となります。

#### ○ 高等職業訓練促進給付金

対象となる方	児童扶養手当の支給を受けている方、または、同等の所得水準にあるひとり親の方など
対象講座	介護福祉士、看護師、保育士などの専門性の高い資格取得を目的とする養成機関の課程
支給額	① 給付金 ・ 住民税非課税世帯：月額100,000円 ・ 住民税課税世帯：月額70,500円 ※ 養成課程の最後の12か月は、月額40,000円を加算 ② 修了時一時金 ・ 住民税非課税世帯：50,000円 ・ 住民税課税世帯：25,000円
ご相談窓口	〔市にお住まいの方〕 市福祉事務所 〔町村にお住まいの方〕 県保健福祉事務所福祉課

※ 支給対象者には、入学準備金50万円、就職準備金20万円を貸し付け、一定の要件を満たす場合、返還を免除する制度があります。

※ 上記のほか、高等学校卒業程度認定試験合格支援として、対象講座の受講料の一部を支援する制度があります（一部の市では未実施）。



## 〔若年の方向け〕 ジョブカフェ信州

新型コロナウイルス感染症の影響で離職した若年の方（40歳台前半までの方）のご相談をお受けしています。県内企業での正規雇用就職を目指す「正社員チャレンジ事業」も実施しています。

ご相談窓口	ジョブカフェ信州（松本センター、長野分室）
-------	-----------------------

## ⑨ 緊急就労支援事業（県・市町村・県民連携）（予定）

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方は、就労による生活資金の確保、その後の就労継続へのきっかけづくりのための緊急就労の支援を受けられます。

対象となる方	生活支援資金（社会福祉協議会が窓口となっている総合支援資金）貸付制度を利用されている方、「まいさぼ」による支援を受けている方など
内 容	・ 生活資金確保のための就労支援 ・ 「長野県あんしん未来創造基金」により就労事業所へ助成を行います。
ご相談窓口	県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会 生活就労支援センター「まいさぼ」、福祉人材センター

## 県非常勤職員の募集

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方を対象に、県の非常勤職員として勤務いただく方を募集します。

対象となる方	・ 企業等から内定の取消し、解雇・雇止めのあった方 ・ 個人事業主等で失業又は収入が減少した方
任用期間	令和2年6月中旬から3か月程度
勤務場所	県庁、地域振興局、保健福祉事務所、労政事務所など
ご相談窓口	県総務部人事課

※ 募集人数、報酬額等の任用条件の詳細は、県ホームページでお知らせします。

## 職業訓練

新型コロナウイルス感染症の影響で離職された方に、就職に必要な知識・技能を習得するための職業訓練を行っています。

対象となる方	公共職業安定所（ハローワーク）へ求職を申し込んだ方のうち、受講あっせんを受けた方
内 容	介護福祉士・保育士などの資格取得や、医療事務・パソコンスキルなどに関する知識・技能の習得
実施場所	民間教育訓練機関など
ご相談窓口	県工科短期大学校、南信工科短期大学校、各技術専門学校

※ 雇用保険を受給できない求職者の方については、職業訓練受講給付金（月10万円等）を受給しながら職業訓練を行う求職者支援制度がありますので、ハローワークへご相談ください。

### 3 ご家庭に関する支援

#### 高校生のお子さんがあるご家庭へ（修学支援）

##### 高校の授業料減免

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が著しく困難になった方は、高校の授業料減免を受けられます。

対象となる方	〔県立高校〕 新型コロナウイルス感染症の影響で生活が著しく困難になった方（例：4人世帯の場合…年収見込額 350 万円未満）
減 免 額	〔県立高校（全日制の場合）〕 月額 9,900 円 × 減免が必要な月数
ご相談窓口	〔県立高校〕各高校
そ の 他	私立高校については、制度の有無を含め、各高校にお問い合わせください。

##### 高校生等奨学給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方は、奨学給付金の給付を受けられます。

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、住民税非課税世帯等に相当すると認められる方
給 付 額	全日制の場合（年額） ① 公立高校 第1子：84,000 円 第2子以降：129,700 円 ② 私立高校 第1子：103,500 円 第2子以降：138,000 円
ご相談窓口	① 公立高校 各高校 ② 私立高校 県民文化財部私学振興課

##### 高等学校等奨学金

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した方は、奨学金の貸与を受けられます。

対象となる方	新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変し、修学が困難となった高校生など
貸 与 額	① 奨学金（月額） 公立：18,000 円 私立：30,000 円 ② 遠距離通学費（月額） 26,000 円を上限（通学費などの 7/10） ※ 希望により最大 12 か月分の一括貸付を受けられます。
ご相談窓口	各高校



## Ⅱ 悩みをかかえる皆様を支える体制

### 生活や仕事に関する悩みをかかえる方へ

#### 生活就労支援センター「まいさぽ」

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、働き先がなくなるなどにより、今後の生活の維持にお困りの方のご相談をお受けし、住まいの確保や就労などの支援を行います。

ご相談窓口	お住まいの地域の生活就労支援センター「まいさぽ」 (別紙一覧をご参照ください。)
-------	---

### 仕事に関する悩みをかかえる方へ

#### 労働相談（緊急労働相談窓口）

新型コロナウイルス感染症の影響で仕事に関するお悩みなどをおかかえている方のご相談をお受けしています。

ご相談窓口	〔電 話〕 東信労政事務所：0268-23-1629 南信労政事務所：0265-76-6833 中信労政事務所：0263-40-1936 北信労政事務所：026-234-9532 〔受付時間〕 8：30～17：15（土日・祝日を除く。）
-------	--

## 様々な悩みをかかえる方へ

### 〔心の悩み〕 心の相談（精神保健福祉センター）

新型コロナウイルス感染症の影響で、こんな不安を抱えていませんか？

「新型コロナに関する情報を見ると、不安になる…」

「仕事の休みが続き、先を考えると不安…」

「自粛などで生活や事業が影響を受け、ストレスがたまる…」など。

そんな時、まずはご相談ください。長野県は、あなたを見捨てません。

ご相談窓口	〔電 話〕 026-227-1810 〔受付時間〕 8:30~17:15（土日・祝日を除く。）
-------	--

### 〔児童虐待・DV〕 児童虐待・DV 24時間ホットライン

児童虐待に関する通告・相談や、DV（ドメスティックバイオレンス）に関するご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 026-219-2413 〔受付時間〕 24時間（365日）
-------	---

### 〔育児・子育て〕 子ども支援センター

保護者などを対象に、子どものいじめや体罰、育児、子育てに関する悩みなど、子どもに関する様々なご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 026-225-9330（大人用ダイヤル） 〔受付時間〕 月～土曜日 10:00～18:00 （祝日・年末年始を除く。）
-------	--

### 〔若者〕 子ども・若者サポートネット

ニート・ひきこもりなど困難を有する方の生活上の悩み等について、ご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 東信事務局 0268-75-2383 南信事務局 0265-76-7627 中信事務局 0263-50-5810 北信事務局 026-213-6051
	〔受付時間〕 10:00～17:00（土日・祝日を除く。）

## **〔人権〕 人権啓発センター**

不当な差別や誹謗中傷、いじめなどの人権侵害に関するご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 026-274-3232 〔受付時間〕 火～日曜日 8:30～17:00
-------	---

## **〔女性〕 女性のための相談窓口（男女共同参画センター）**

生活の中での悩みや困りごとをお持ちの女性の方からのご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 0266-22-8822 〔受付時間〕 火～土曜日（祝日を除く。） 9:00～12:00 13:00～16:30
-------	---

## **〔男性〕 男性のための相談窓口（男女共同参画センター）**

家庭、仕事、人間関係などに悩む男性の方からのご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 0266-22-7111 〔受付時間〕 金曜日 17:00～19:00
-------	--

## 心配や悩みをかかえる子どもたちへ

### 〔子ども〕子ども支援センター

いじめや体罰などの悩み、友だちや家族に関する悩みなど、子どもたちの様々なご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 0800-800-8035 (子ども専用ダイヤル) 〔受付時間〕 月～土曜日 10:00～18:00 (祝日・年末年始を除く。)
-------	---

### 〔子ども〕チャイルドライン (長野県チャイルドライン推進協議会)

18歳までのお子さんの困りごと、悩みごとの声を受けとめます。

ご相談窓口	〔電 話〕 0120-99-7777 〔受付時間〕 毎日 16:00～21:00
-------	---


### 〔学校生活の悩みなど〕学校生活相談センター (24時間子どもSOSダイヤル)

学校生活に関する様々な悩みごとのご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 0120-0-78310 <small>なやみいおう</small> 〔受付時間〕 24時間 (365日)
-------	--

### ⑨ 〔学校生活の悩みなど〕LINE相談 (予定)

いじめ、不登校など学校生活全般の悩みに関して、長期休業の前後などに、LINEによる相談窓口でご相談にお応えします。

期 間	〔集中期間〕 毎日相談を受け付けます。 6月 1日 (月) ～ 6月 7日 (日) 7月 6日 (月) ～ 7月17日 (金) ※ 8月17日 (月) ～ 8月28日 (金) ※ ※…土日を除く。 〔通常相談〕 上記以外の期間は、毎週水曜日に受け付けます。 (1月27日まで)
受付時間など	〔受付時間〕 17:00～21:00 (終了21:30) 〔QRコード〕  友だち追加用URL : <a href="https://lin.ee/39nW2JthI">https://lin.ee/39nW2JthI</a>

## 外国人の方へ

### 多文化共生相談センター

外国人の方の生活に関する悩みごとのご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 026-219-3068 (15言語に対応) 〔受付時間〕 10:00~18:00 (第1・第3水曜日を除く平日、第1・第3土曜日)
-------	--

## NPO 法人・ボランティア団体の方へ

### ⑨ 〔要支援者への支援〕 地域支え合い活動緊急支援事業 (予定)

子どもや障がい者、高齢者など困難を抱える方への支援を行う NPO 法人やボランティア団体などを支援します。

基金名	～あなたの愛が支える笑顔、あなたの想いを託す未来～ “コロナに負けない” 信州応援基金 (事業主体：公益財団法人長野県みらい基金)
対象団体	公共的活動を行う、県内に主たる事務所を有する NPO 法人、ボランティア団体などの非営利活動団体 ※ 長野県みらいベースへの登録が必要です。
対象事業	子ども、障がい者、高齢者などへの支援活動
対象経費	新型コロナウイルス感染症の影響で新たに必要となる経費 ・ 感染防止の徹底 ・ 新しい生活様式に沿った支援活動への移行 など
助成金額	原則として上限 20 万円
ご相談窓口	公益財団法人長野県みらい基金 〔電 話〕 長野事務所 026-217-2220 松本事務所 0263-50-5535

※ 他の公的助成を利用される場合は、助成の対象外となります。

## コロナに関する相談先・各種支援などを知りたいとき

### お困りごと相談センター

新型コロナウイルス感染症に関して、「どこに相談したらよいのか」、「どのような支援があるのか」などの基本的なお問い合わせやご相談にお応えします。

ご相談窓口	〔電 話〕 026-235-7077 〔受付時間〕 8:30~17:15 (土日・祝日を含む。)
-------	---



## あなたのまちの「まいさぼ」

地域	お住まいの地域(市・郡別)	愛称	所在地	電話番号	相談受付時間 【月～金】 (休日除く)
東信	佐久市 南佐久郡 北佐久郡 小県郡	まいさぼ佐久	佐久市取出町183 野沢会館2F	0267-78-5255	9:30～17:00
	上田市	まいさぼ上田	上田市中央3丁目5番1号 上田市ふれあい福祉センター内	0268-71-5552	9:00～17:00
	小諸市	まいさぼ小諸	小諸市与良町6丁目5番1号 野岸の丘総合福祉センター内	0267-31-5235	9:00～17:00
	東御市	まいさぼ東御	東御市鞍掛197 東御市総合福祉センター内	0268-75-0222	8:30～17:15
南信	岡谷市	まいさぼ岡谷市	岡谷市幸町8番1号(市役所)	0266-23-4811	8:30～17:15
	諏訪市	まいさぼ諏訪市	諏訪市高島1丁目22番30号(市役所)	0266-52-4141	8:30～17:15
	茅野市	まいさぼ茅野市	茅野市原塚原2丁目6番1号(市役所)	0266-72-2101	8:30～17:15
	諏訪郡	まいさぼ信州諏訪	下諏訪町162-4 砥川住宅A棟101	0266-75-1202	9:30～17:00
	伊那市	まいさぼ伊那市	伊那市山寺298-1 伊那市福祉まちづくりセンター内	0265-72-8186	8:30～17:15
	駒ヶ根市	まいさぼ駒ヶ根	駒ヶ根市赤須町20-1(市役所)	0265-83-2111	9:00～17:00
	上伊那郡	まいさぼ上伊那	上伊那郡南箕輪村4808-2	0265-96-7845	9:30～17:00
中信	飯田市 下伊那郡	まいさぼ飯田	飯田市高羽町6-1-3 コクサイビル1F	0265-49-8830	9:30～17:00
	松本市	まいさぼ松本	松本市丸の内3番7号 松本市役所本庁舎1F 市民相談課内	0263-34-3041	8:30～17:15
	塩尻市	まいさぼ塩尻	塩尻市大門六番町4番6号 塩尻市保健福祉センター1F	0263-52-0026	8:30～17:15
	安曇野市	まいさぼ安曇野	安曇野市豊科4160-1 安曇野市社会福祉協議会内	0263-88-8707	8:30～17:30
	東筑摩郡	まいさぼ東筑	山形村4520-1 保健福祉センターいちいの里内	0263-88-0180	8:30～17:15
	木曾郡	まいさぼ木曾	大桑村大字殿1014 大桑村社会福祉協議会内	0264-24-0057	8:30～17:15
北信	大町市 北安曇郡	まいさぼ大町	大町市大町1129 大町市総合福祉センター1F	0261-22-7083	9:30～17:00
	長野市	まいさぼ長野市	長野市大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター2F	026-219-6880	8:30～17:15
	須坂市	まいさぼ須坂	須坂市大字須坂344-1-60 須坂ショッピングセンター内	026-248-9977	9:00～17:00
	千曲市	まいさぼ千曲	千曲市大字杭瀬下2-1 千曲市役所福祉課内	026-273-1111	8:30～17:15
	埴科郡 上高井郡 上水内郡	まいさぼ信州長野	長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4F	026-267-7088	9:30～17:00
	中野市	まいさぼ中野	中野市三好町1丁目3番19号(市役所)	0269-38-0221	8:30～17:15
飯山市 下高井郡 下水内郡	まいさぼ飯山	飯山市飯山1211-1 飯山市福祉センター2F	0269-67-0269	9:30～17:00	

## 新型コロナウイルス感染症に係る県内産業の状況

産業労働部

## 1 経営相談等(国、県、経済団体等 47か所)

## ○長野県『経営・雇用に関する相談窓口(R2.1.30～)』県及び地域振興局に11箇所

577件(R2. 5. 27現在)

【内容別】	【業種別(多い順)】
・金融関係:287件	・飲食業:87件
・雇用関係:40件	・宿泊業:29件
・その他 :250件	・製造業:18件

※「よろず支援拠点」相談窓口を県内5か所に拡充(R2.4.24)

## ○長野県信用保証協会『経営相談窓口』

9,385件(R2. 5. 27現在)

【備考】

・飲食、小売業の相談が大半を占めているが、製造業、卸売業の相談も増加傾向にある。エリアでは、松本・諏訪地区の相談件数が多い。

## 2 労働相談

## ○長野労働局『特別労働相談窓口』県内労働基準監督署等:県下21箇所に設置

件数:11,403件 相談内容:延べ12,019件 (R2. 5. 28現在速報値)

【内容別】	【業種別(多い順)】	【相談者別(多い順)】
・雇用調整助成金:8,734件	・製造業:2,344件	・事業主:8,656件
・保護者の休暇取得支援(助成金):498件	・飲食業:1,808件	・社会保険労務士:1,155件
・休業:1,208件 等	・宿泊業:1,245件	・労働者:1,074件

【参考:長野労働局『最近の雇用情勢(令和2年4月分)』R2.5.29公表】

・有効求人倍率:1.29倍(全国23位) ・完全失業率2.1%(R2.1~3月期の推計値)

## 3 支援施策

## ○(国)雇用調整助成金の申請状況

計画届件数:3,150件 申請書提出件数:1,455件 支給決定件数:710件  
(R2. 5. 27現在速報値)

## ○県制度資金

・経営健全化支援資金(新型コロナウイルス対策)

507件 120億円(R2. 5. 26現在速報値)

・新型コロナウイルス感染症対応資金

2,521件 360億円(R2. 5. 26現在速報値)

## ○県・市町村連携 新型コロナウイルス拡大防止協力金等の申請状況(R2.5.7から申請受付)

12,075件(R2. 5. 27現在速報値)

【備考】

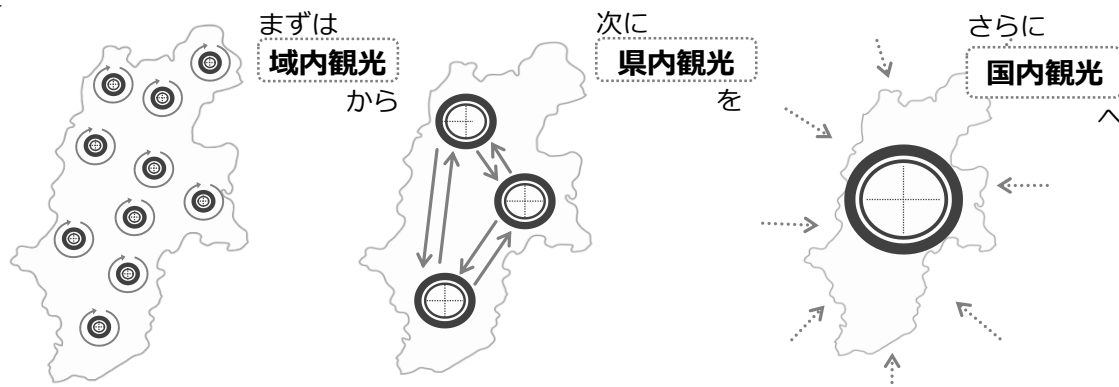
・5月14日から支払い(振込)開始

# 観光需要の早期回復に向けた取組について

観光部

## 1 観光施策の展開イメージ

危機的な状況に陥っている観光産業を支援するため、域内 → 県内 → 国内の順に支援施策の対象範囲を拡大



## 2 これまでの取組

- ・ 地域支えあい観光緊急事業 5月18日～ 事業展開
- ・ 宿泊延期促進クーポン発行 5月16日～ 予約対象
- ・ 県民向け県ふっこう割事業 5月26日～ 発売開始（～6月17日まで）
- ・ 宿泊施設や観光施設ごとにガイドラインを定めた上での感染症対策の取組

## 3 今後の展開について

### (1) 県民による県内観光の取組（宿泊・日帰りの両面から事業者を支援）

	概要（予定）	実施期間（予定）
ふっこう割	・ 宿泊料金割引 3,000円または5,000円	6月18日から30日まで
宿泊割引プラン ＋ クーポン	・ 宿泊料金割引 3,000円または5,000円 ・ 地域観光クーポン2,000円分	7月1日から
日帰りクーポン	・ 地域観光クーポン1,500円分を 1,000円で販売	7月1日から

事業を通じて  
次の事業者の支援へ

- ・ 旅行会社
- ・ 宿泊施設
- ・ 土産物店
- ・ 観光施設・体験
- ・ アクティビティ  
など

### (2) 「With コロナ時代を見据えた観光振興方針（仮称）」の策定

#### ア 策定の目的（方針の位置付け）

社会変革（潮目の変化）による観光ニーズの変化等に対応するため、観光関連産業の振興に向けた方向性を明らかにし地域と一体で取り組む。（「長野県観光戦略2018」を補完）

#### イ 検討の視点（例）

- ・ 新たな価値観の創造（リゾートテレワーク、長期滞在、地域の魅力発見 など）
- ・ 新たな観光産業への進化（新たなビジネスモデル、内需喚起型による地域内経済循環 など）
- ・ 量から質への観光の転換（高付加価値の創出、消費単価の増加 など）

#### ウ スケジュール（予定）

6月 観光関係者で構成する検討会を設置して検討を開始

産業労働部・営業局・観光部・農政部

## 1 宿泊施設や飲食店等を地元住民が利用することで支援する取組

## ○「地域支え合い観光緊急事業」（観光部）

- ・地域の観光関係者が協働して行う観光客受入再開の取組みを支援

事業相談数：55件（5/27現在）

内訳：経営継続19件、早期喚起12件、新常態13件、その他11件

## ・事業例

項目	事業団体	事業内容
感染症対策や雇用維持等観光事業者の経営継続に資する早期の取組	DMO	(1)観光関連事業者向け感染症対策運営手順書作成と対策セミナーによる体制整備 (2)地域住民対象モニターツアーで魅力再発見と安心安全な受入態勢の理解促進
観光需要の早期喚起を目的とした取組	事業者組合	(1)地元誌と連携し、感染症対策に取組んでいる観光施設等を掲載し安心安全をPR (2)宿泊利用者に地元商店街で使える特別クーポン発行
新常態を見据えた観光コンテンツ開発等の取組	観光協会	(1)個人型旅行や自然型を中心にしたツアーリズムの開発 (2)地域の観光コンテンツや飲食ポイントを掲載したデジタルマップ作成

## ○「長野県民向け長野県ふっこう割」（観光部）

取扱旅行会社：61社、販売状況：7,949千円（5/27現在）

【備考】旅行や宿泊代金を最大1泊5,000円割引。5月26日から販売開始。

## ○県産品を食べて！使って！応援 みんなで支えあおうキャンペーン（営業局・農政部）

- ・花束、牛乳、信州プレミアム牛肉等の消費拡大

県内企業と連携した消費拡大 販売金額：9,767千円（5/22現在）

県庁内における斡旋 販売金額：5,307千円（5/22現在）

- ・「NAGANO マルシェ」（（一社）県観光機構が運営するネット販売）を活用した消費拡大

信州プレミアム牛肉を掲載して銀座 NAGANO の顧客（4,000人）にDMを送付

## ○県産花きの緊急消費拡大推進事業（農政部（長野県花のある暮らし推進協議会（仮称）））

メディア等での県産花きの活用促進、公共施設（県内主要駅）での花飾り、医療機関・企業での花活用の提案、小中学校での花育活動を実施

## ○「新型コロナ対策推進宣言の店」（産業労働部）

宣言ステッカー40,000枚（配布準備中）、ダウンロード用ポスターをHP上に掲載

【備考】適切な感染防止策を講じた事業者を応援するとともに、県民の皆様が安心して利用や買い物等ができる環境づくりを支援

## 2 飲食店等が行うテイクアウト等で購入することで支援する取組

### ○「テイクアウト信州」キャンペーン（営業局）

取組地域：県全域
掲載サイト数：76 掲載店舗数：約5,000店舗（重複有）（5/28現在）
【備考】県公式HPに特設サイト開設、ハッシュタグ「#テイクアウト信州」をつけてSNSに投稿してもらうことで情報拡散

## 3 事業者を支える取組

### ○宿泊延期促進クーポン券事業（観光部）

申請件数：52件（2,067泊分）（5/28現在）
【備考】県外客に宿泊キャンセルを依頼した場合、後日当該施設で利用できる割引クーポン（1泊3,000円相当）を発行。利用期間R3.1.31まで。

### ○ハローワークと連携した農家と観光事業従事者のマッチング相談会（農政部）

・佐久地域で個別相談会を実施（5月8日@佐久合庁）

求人農家：14経営体 求職者：30名（うち観光関係：5名、交通関係：1名、飲食関係：3名）
【備考】今後、県内5地域（上田、諏訪、上伊那、松本、長野）で個別相談会を実施予定

### ○県産食材「食べて応援」地域内消費推進事業（農政部）

学校給食への信州プレミアム牛肉・信州サモーン等の提供：約600校
オリジナル教材による食育活動の実施とウェブサイトによる情報提供

### ○飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業（営業局）

応募事業者：125グループ（5/28現在）
【事業内容】事業者がグループを形成し共同で取組む新事業を支援

・事例

事業名	構成事業者・協力者	事業内容
商店街の空き店舗を活用したテイクアウトマーケットの開設	飲食店(10事業者)、タクシー会社	(1)地域の飲食店が提供するテイクアウト商品を駅前商店街の空き店舗を活用してまとめて販売 (2)買い物弱者には地域のタクシー会社と連携したデリバリーも実施 (3)感染防止のため、店内への入場制限なども実施
タクシーを利用したお弁当や生活必需品の配達サービスの確立	飲食店、酒屋、タクシー会社	(1)お弁当をタクシーで配達するほか、生活必需品などの配達も併せて行うサービスを構築 (2)配達エリアを中山間地まで広げることで、新しい販路も開拓 (3)一人暮らし高齢者の買い物支援など、地域課題の解決にも貢献

事業名	構成事業者・協力者	事業内容
異業種交流による 地産地消ウエディングの提供	飲食店、花屋、デザイナー、花き生産者	(1) 大人数での結婚式が減少傾向を続ける中、小規模ながら歴史的価値のある施設を活用した思い出に残るウエディングを地域の事業者が共同することで開催 (2) 地元の食材や花きを活用することで、消費が減少した生産者も支援
オンラインシステムを活用した 温泉街宿泊事業者による 長期滞在型観光への転換	宿泊事業者 (16 事業者)	(1) 共同オンラインショップを構築することにより、以下の事業を展開 ① 宿泊予約、② 宿泊券の事前購入、③ 泊食分離（毎日違う懐石料理が楽しめる）、④ オンラインショップのみで購入できるお土産、⑤ レンタサイクルの予約
3密を回避した県下初の 合同オンラインライブイベント の開催と新たなファン層の開拓	県内 6 か所のライブ ハウス	(1) 来場が難しくなっている県内のライブハウスが共同でオンラインライブ配信を実施 (2) 配信に必要な機材を整備し、ライブハウスの文化を新たなファン層にも発信することが可能に

#### 4 市町村や民間等の実施状況

利用する	諏訪市	感染対策整備費用補助（上限 10 万円）
	阿智昼神観光局	宿泊割引クーポン（1 人 1 泊 5 千円）
	信越自然郷	アウトドア用品レンタル料割引（最大半額）
購入する	諏訪市	プレミアム付飲食券（3 割お得）
	茅野市、商工会議所等で 構成された実行委員会	プレミアム付飲食券（1 割お得）
	松本山雅	飲食店外販支援、地元特産品積極利用支援
	エプソン	事業所内で地元飲食店の弁当販売
支える	小諸商工会議所	キッチンカー 1 台導入し会員に貸出
	木曾食品衛生協会 木曾おんたけ観光局	旅館や飲食店等会員企業に除菌スプレーとマスク配布
	上田信用金庫	地元飲食店や宿泊施設のレシート持参で金利優遇
	J A 松本ハイランド	役員職員が率先して組合員が生産する生花や牛肉を購入

## 県内公共交通の運行状況（5月28日現在）

令和2年（2020年）5月29日  
企画振興部

		事業者	路線等	運行状況	備考	
バス (貸切除く)	路線バス ※減便等のある路線	長電バス	長野地区(生活路線)	・3路線 最終便繰上げ		
		アルピコ交通	長野地区(生活路線)	・3路線 全便運休(善光寺線、奥裾花線、特急戸隠線) ・11路線 減便・最終便繰上げ		
			松本地区(生活路線)	・1路線 全便運休(新浅間線) ・8路線 土休日ダイヤ・最終便繰上げ等		
			諏訪・岡谷・茅野地区(生活路線)	・2路線 全便運休(奥蓼科洪の湯線、美濃戸口線)	5/31までの予定	
			白馬・大町地区	・1路線 臨時ダイヤ(扇沢線)	5/31までの予定	
	高速バス	県内外事業者	県内～首都圏	・飯田～新宿 減便17往復/日→6往復/日 ・上記以外の路線 全便運休		
			県内～中京圏	・伊那～名古屋 減便9往復/日→3往復/日 ・飯田～名古屋 減便15往復/日→4往復/日 ・上記以外の路線 全便運休		
			県内～京阪神	・全便運休		
			長野～新潟	・減便4往復/日→2往復/日	6/1から (5月末まで全便運休)	
		アルピコ交通 伊那バス 信南交通	長野～飯田	・減便8往復/日→3往復/日		
		アルピコ交通	長野～松本	・減便28便(14往復)/日→11便/日		
	鉄 道	地域鉄道	しなの鉄道	しなの鉄道線(軽井沢～篠ノ井) 北しなの線(長野～妙高高原)	・普通・快速列車: 平常通り運行 ・観光列車「ろくもん」: 6月21日まで運休	
			長野電鉄	長野線(長野～湯田中)	・普通列車 平常通り運行 ・A特急列車、観光案内列車 全便運休	
上田電鉄			別所線(上田～別所温泉)	・平常通り運行	上田～城下間で 代行バス運行	
アルピコ交通			上高地線(松本～新島々)	・平常通り運行		
JR		JR東日本	北陸新幹線(東京～金沢)	・平常通り運行		
		JR東日本	中央東線ほか	・平常通り運行		
		JR東海	中央西線 飯田線	・平常通り運行		
		JR西日本	大糸線(糸魚川～南小谷)	・平常通り運行		
航 空	FDA	福岡線	・減便2往復/日→1往復/日	6/1～11 (5月末まで全便運休)		
		札幌線	・6月11日まで全便運休			
		神戸線				



## 観光振興や「新しい生活様式」への移行など、喫緊の課題に対応するための予算を専決処分しました。

新型コロナウイルス感染症の影響により危機的状況に陥っている観光事業者や「新しい生活様式」への移行に取り組む飲食店等への支援の拡充、失業者等の就労支援などに必要な予算を専決処分しました。

### 1 専決予算額

一般会計 10億3,227万円 〈補正後の額 9,766億571万3千円〉  
〔財源内訳：国庫支出金10億3,227万円〕

### 2 事業内容

#### (1) 「長野県民支えあい」による観光振興

- ・ 本格的な県外誘客の再開に先駆け、県民を対象とした宿泊割引、観光体験や土産物店等で利用可能なクーポン券の割引販売を実施

#### (2) 事業者の「新しい生活様式」への移行支援

- ・ テイクアウトや宅配などサービス事業者等が行う事業の多角化等に向けた新たな取組に対する支援を拡充

#### (3) 経営を継続し雇用を守る事業者への支援

- ・ 国・県の経営・雇用支援策について、相談から支援策の紹介、申請書の作成までを支援する「産業・雇用 総合サポートセンター」を設置

#### (4) 失業者等の就労支援

- ・ 市町村や企業等とともに基金を造成し、失業者等の就労を支援

#### (5) 第2波への備え

- ・ 医療機関等において必要なガウン、フェイスシールド等を購入・備蓄

しあわせ信州創造プラン2.0(長野県総合5か年計画)推進中

# ONE NAGANO

みんなでひとつに がんばろう信州

「ONE NAGANO」はみんなで復興に取り組もうという合言葉  
一人ひとりがそれぞれの立場で、できることからやってみよう!

総務部財政課企画係  
(課長)矢後 雅司 (担当)酒井 裕司  
電話 026-235-7039 (直通)  
026-232-0111 (代表) 内線 2053  
FAX 026-235-7475  
E-mail zaisei@pref.nagano.lg.jp



## 令和2年5月29日付け専決予算 事業一覧

事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容 (*は成果目標)
◎ 「長野県民支えあい」による観光振興		
<p>【新】 長野県民支えあい観光産業 緊急支援事業費 [080203]</p> <p>観光誘客課 FAX 026-235-7257 kankoshin@pref.nagano.lg.jp</p>	460,550	<p>新型コロナウイルス感染症により危機的状況に陥っている観光産業を支援するため、本格的な県外誘客の再開に先駆け、県民による県内旅行や観光消費の拡大を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施内容 宿泊旅行代金の割引、地域の観光体験や土産物店等で利用可能な観光クーポン券の割引販売</li> <li>・割引対象施設 観光目的で利用される「新型コロナ対策推進宣言の店」</li> <li>・実施期間 令和2年6月18日～7月31日 ※ 観光クーポン券の販売は7月以降 ※ 今後の状況を踏まえ県外誘客も推進</li> </ul> <p>*誘客人数（令和2年7月末まで） 宿泊客 62,000人泊、日帰り客 100,000人</p>
◎ 事業者の「新しい生活様式」への移行支援		
<p>飲食・サービス業等新型コロナウイルス対策応援事業費 [070901]</p> <p>産業立地・経営支援課 FAX 026-235-7496 keieishien@pref.nagano.lg.jp 営業局 FAX 026-235-7496 eigy@pref.nagano.lg.jp</p>	370,000	<p>サービス事業者等が行う事業の多角化や「新しい生活様式」に適応した事業形態への転換に向けた新たな取組への支援を拡充します。 ※ 4月補正予算 306,140千円→補正後現計 676,140千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者グループに対する支援 事業の多角化等の新たな取組により地域課題の解決を図る事業者グループに対し、設備導入費等を補助 ①補助対象者 事業者グループ ②補助対象経費 設備導入、販路開拓費用等 ③補助率 ハード事業 9/10以内 ソフト事業 10/10以内 ④補助上限額 300万円</li> <li>・個別事業者に対する支援 「新しい生活様式」に適応した事業形態への転換を図る事業者に対し、国の持続化補助金（コロナ特別対応型）に上乗せして補助 ①補助対象者 小規模事業者等 ②補助対象経費 サプライチェーンの構築、非対面型ビジネスモデルへの転換、テレワーク環境の整備費用等 ③補助率 9/10以内 ④補助上限額 135万円（国100万円、県35万円）</li> </ul>

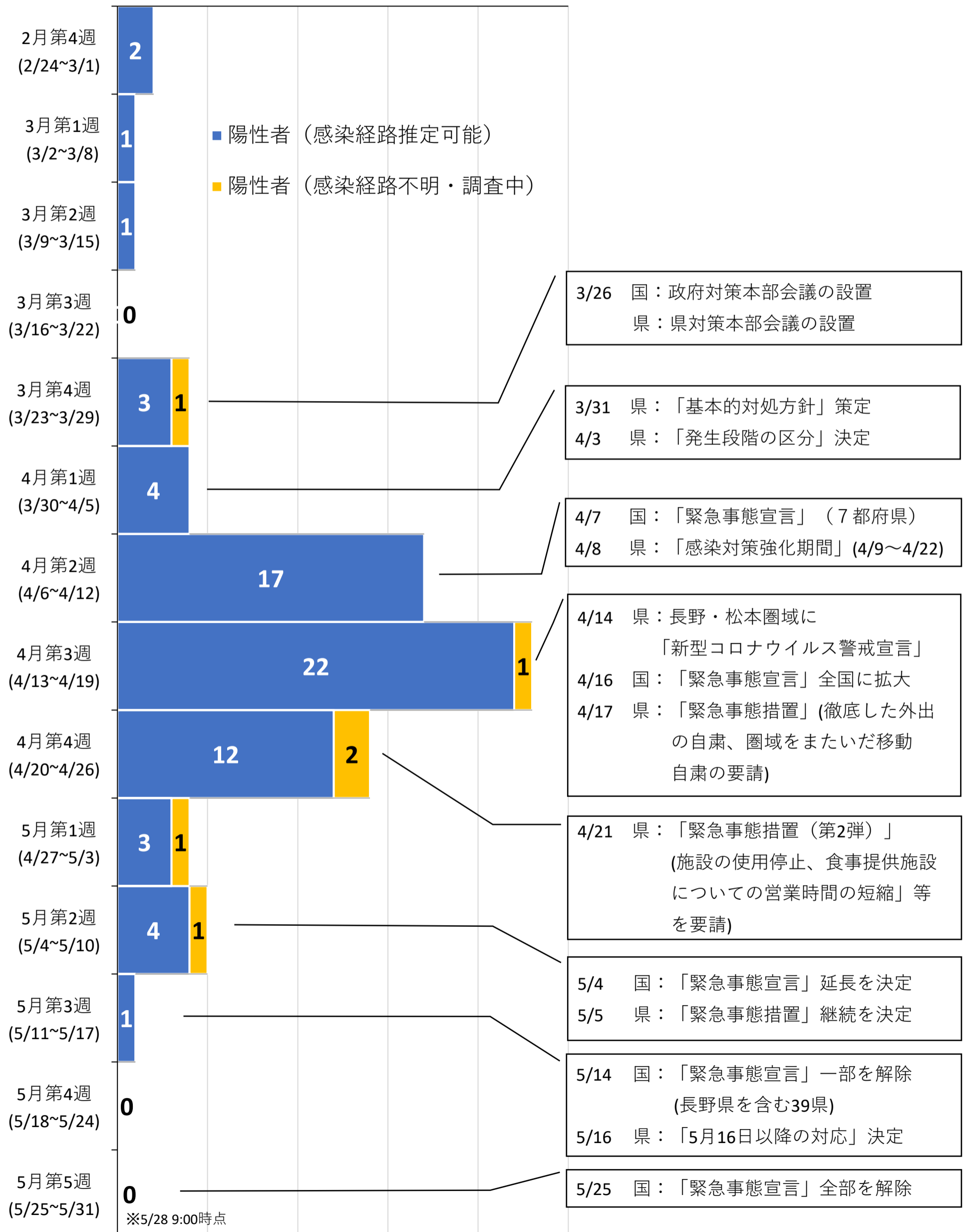
事業名 [事業改善シート番号]	予算額 (千円)	事業内容 (*は成果目標)
◎ 経営を継続し雇用を守る事業者への支援		
<p>【新】 「産業・雇用総合サポートセンター」事業費</p> <p>産業立地・経営支援課 FAX 026-235-7496 keieishien@pref.nagano.lg.jp 労働雇用課 FAX 026-235-7327 rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p>	21,720	<p>国・県の経営・雇用支援策について、相談から支援策の紹介、申請書の作成までを支援する総合サポートセンターを設置します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者ニーズに適した支援策や申請書の記載方法等のアドバイス、申請窓口への案内</li> <li>・雇用調整助成金や持続化給付金などの各種支援策の書類の作成・申請を社会保険労務士、行政書士がサポート</li> <li>・設置期間 令和2年5月29日～9月30日</li> </ul>
◎ 失業者等の就労支援		
<p>【新】 緊急就労支援事業費 (県・市町村・県民連携)</p> <p>労働雇用課 FAX 026-235-7327 rodokoyo@pref.nagano.lg.jp</p>	30,000	<p>市町村や企業等とともに、長野県社会福祉協議会に「長野県あんしん未来創造基金」を造成し、事業所に人件費を補助することにより失業者等の就労を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 長野県社会福祉協議会</li> <li>・支援対象者 新型コロナウイルス感染症による失業者等で、一般の就労支援では就職につなげていない者 (まいさぼ相談者、福祉人材センター相談者)</li> <li>・就労方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>①まいさぼ、福祉人材センター、市町村社会福祉協議会等が生活福祉資金相談者等に提案</li> <li>②まいさぼ支援員、キャリア支援専門員が緊急就労を調整</li> <li>③受入事業所は、雇用する者と2か月以上、時給900円以上で雇用契約を締結</li> </ul> </li> <li>・助成金 1人当たり上限192,000円</li> <li>・助成率 2/3以内</li> <li>・支援開始日 令和2年6月1日</li> </ul> <p>*就労支援予定者数 300人(令和2年度)</p>
◎ 第2波への備え		
<p>新型コロナウイルス感染症予防対策物資購入事業費</p> <p>消防課 FAX 026-233-4332 shobo@pref.nagano.lg.jp</p>	150,000	<p>医療提供体制の更なる充実を図るため、アイソレーションガウンやフェイスシールド等を購入・備蓄します。</p>

「新型コロナウイルス感染症」県内発生動向

令和2年5月28日  
 新型コロナウイルス感染症対策室  
 保健・疾病対策課

○新規陽性者数（週別）  
 (人) 0 5 10 15 20 25

※1週間＝月曜日～日曜日（例：2月第4週＝2月24日(月)～3月1日(日)）



検査実施  
人数  
2,662人

陰性  
2,586人

陽性者数  
(累積)  
76人

※うち8名は  
無症状  
病原体  
保有者

入院中  
10人

重症  
1人

退院等  
66人

※うち8名は  
無症状  
病原体  
保有者

- ・県外からの患者受入・クルーズ船下船者を除きます。
- ・陰性確認のための検査を除きます。
- ・重症とは人工呼吸管理が必要な方またはICUで治療している方としています。

# 長野県内感染者発生状況

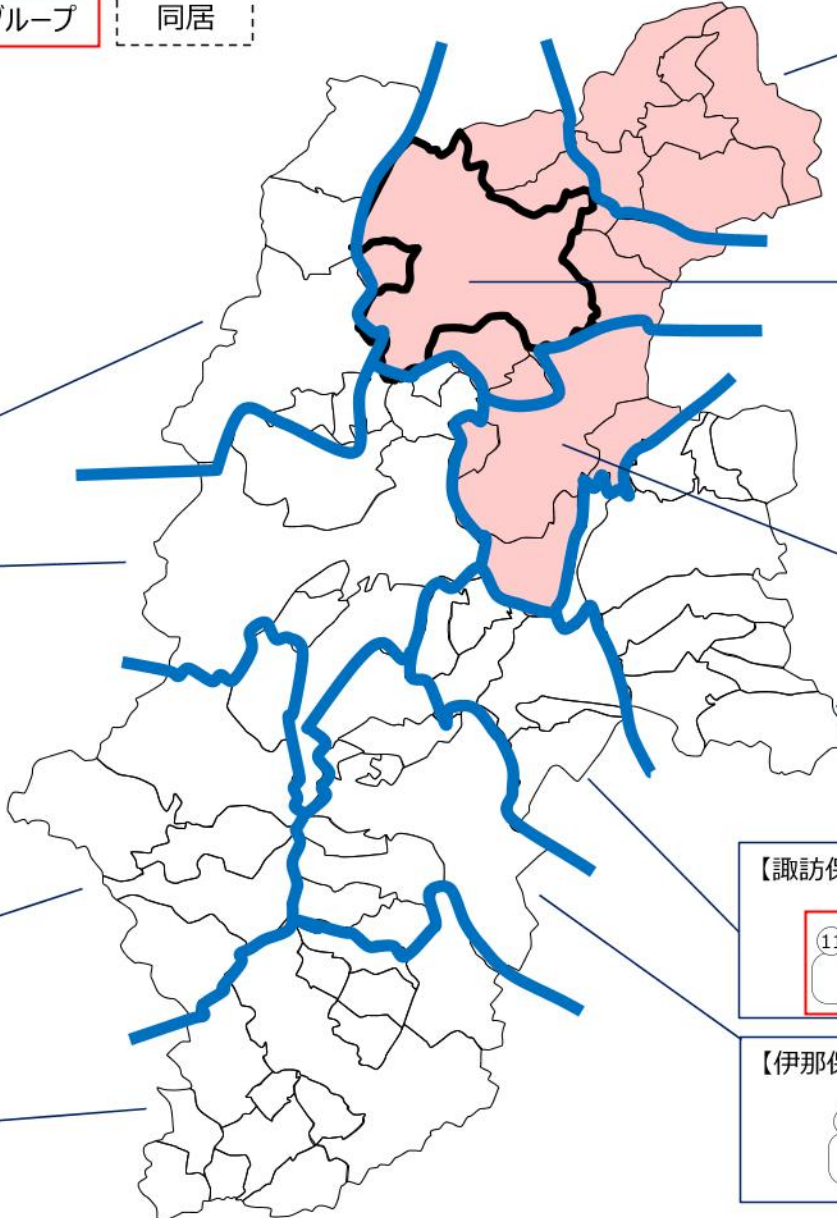
5月28日 9時現在



入院中   
 退院   
 同一感染グループ   
 同居

- ★ 感染源が推定できない例
- ? 感染源など調査中の例
- 無症状病原体保有者
- ▲ 再陽性

警戒宣言発令中の地域  
 入院中の方がいる地域



【大町保健所管内】

10
----

【松本保健所管内】

1	2	4	5	8	52
20	22	23	24	25	34

【木曾保健所管内】

39	45	46	44

【飯田保健所管内】

7	17	18	6	21

【北信保健所管内】

47	48	49	50	51	58	59	山/内町 65

【長野保健所管内】

【長野市保健所管内】

38	54	63	53	55	56	57	64	66
9	28	27	35	36	67	74	75	76

【上田保健所管内】

19	68	69	70	71	72	73

上田市

【佐久保健所管内】

3

【諏訪保健所管内】

11	12	13	41	37	42	26	40	60	61	62

【伊那保健所管内】

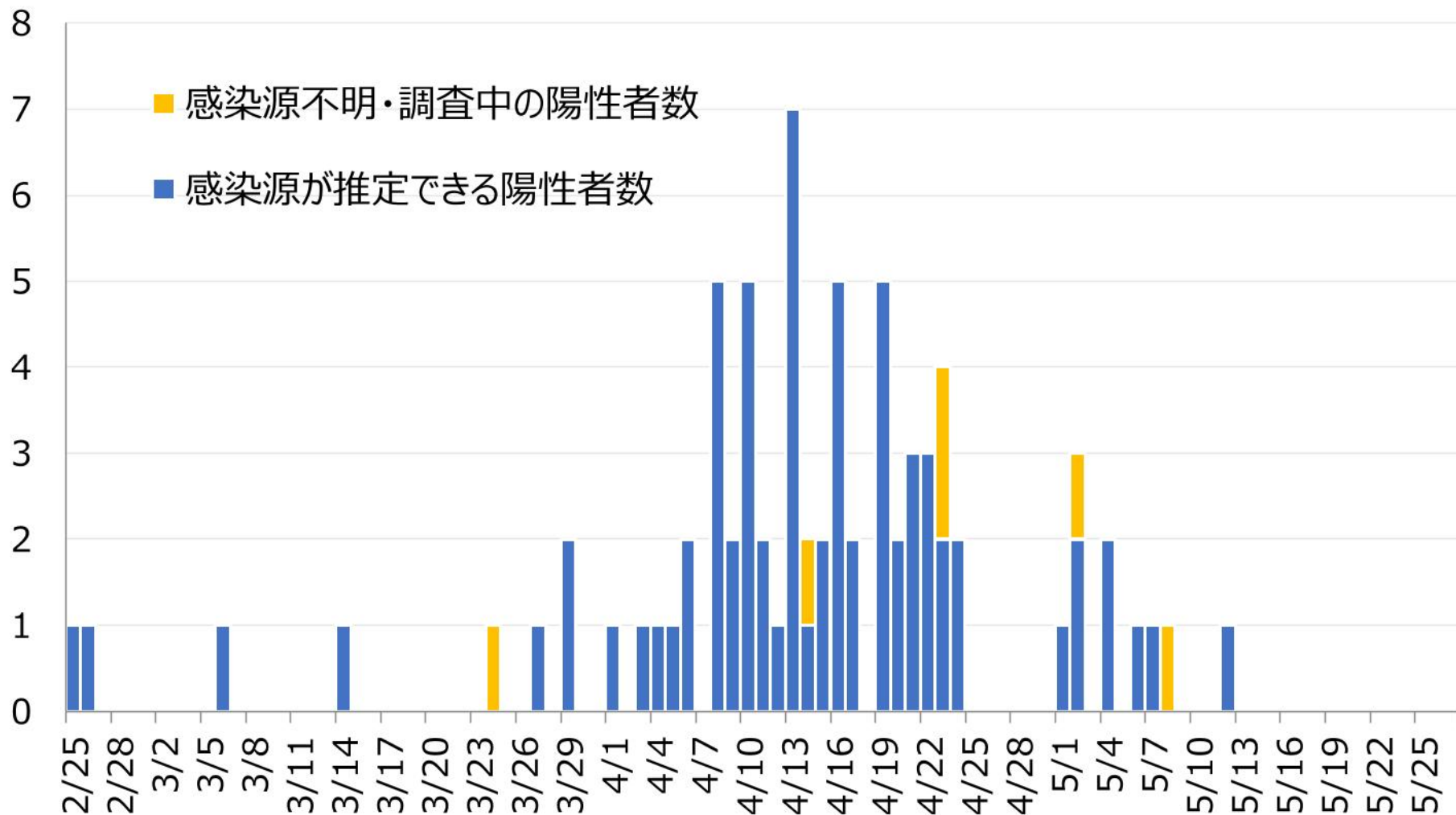
14	29	30	31	32	33	15	16	43

# 陽性者数の推移（日別）

5月28日 9時現在



陽性者累計 **76**人  
(前日比：+-0人)

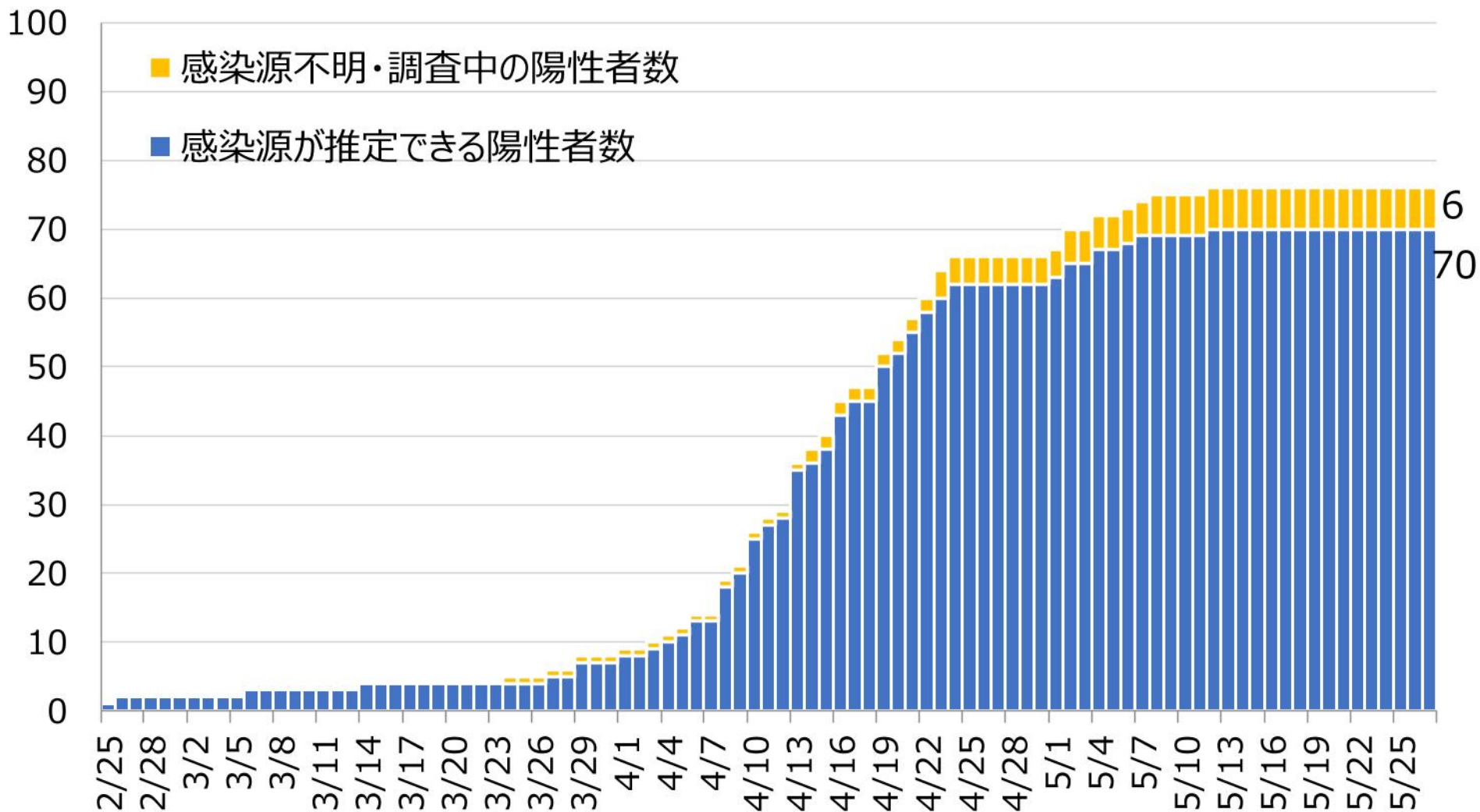


# 陽性者数の推移（累計）

5月28日 9時現在



陽性者累計 **76**人  
(前日比：+-0人)

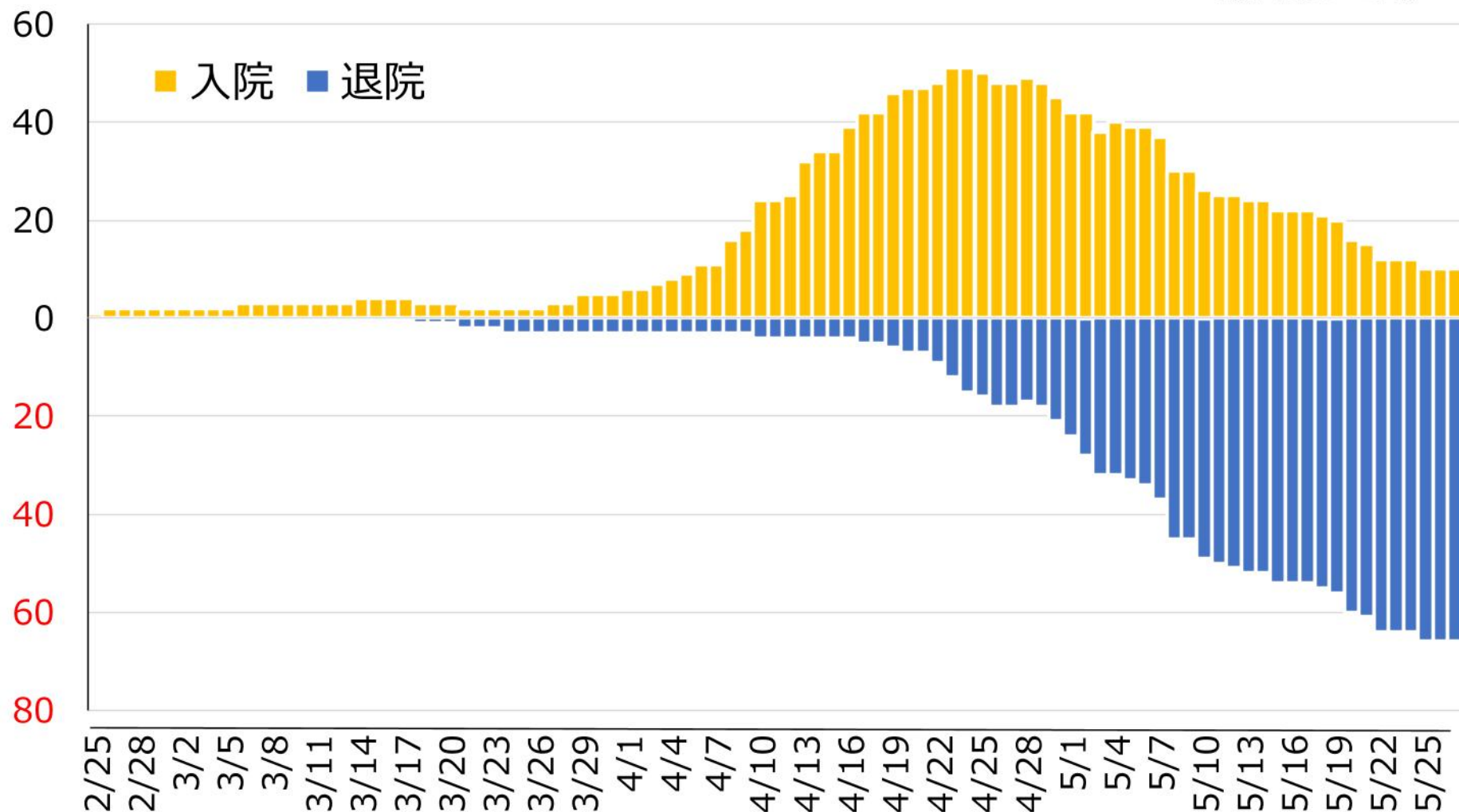


# 入退院者の状況（累計）

5月28日 9時現在



入院中 **10**人  
(前日比：-1人)





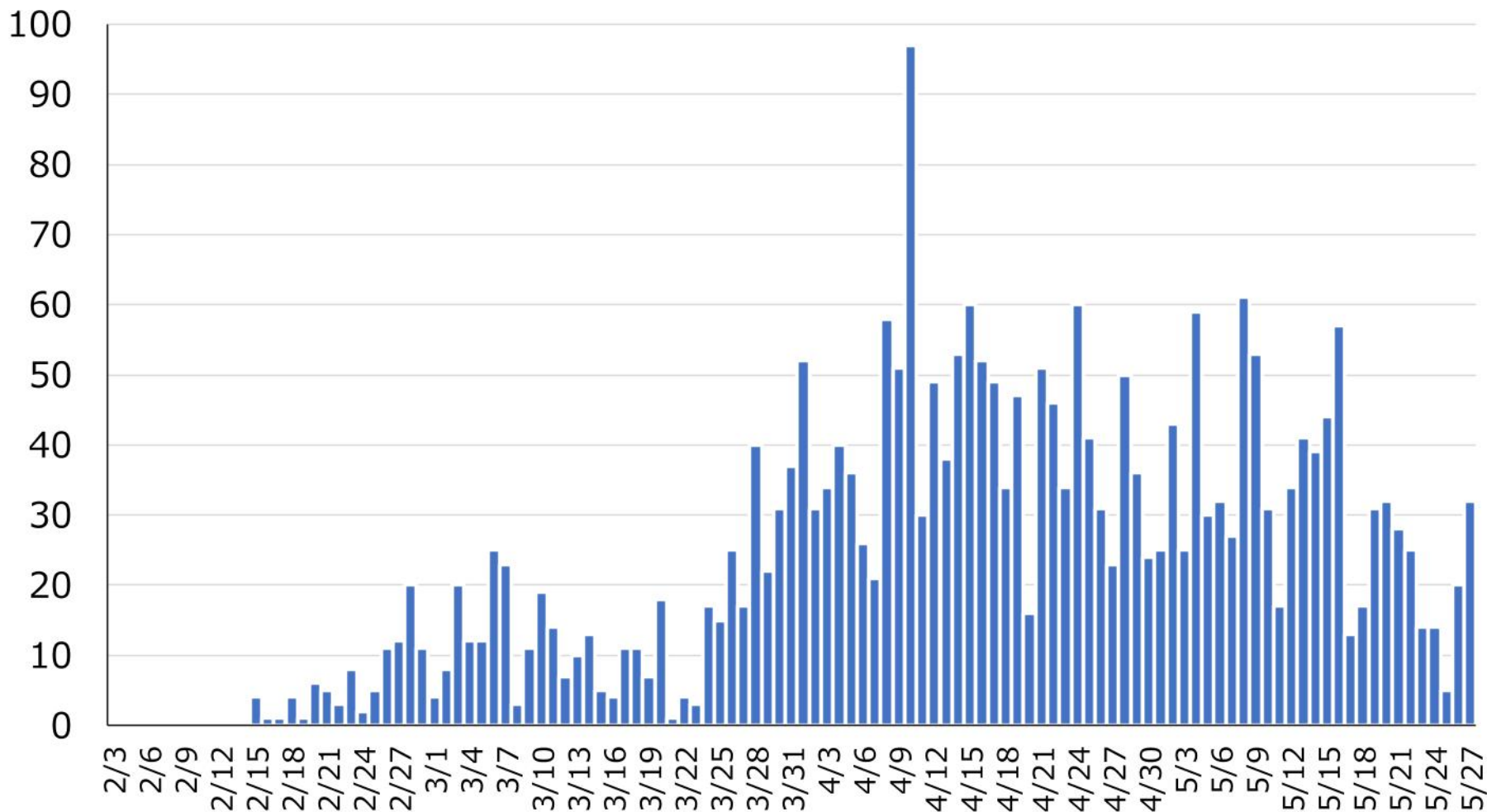
# 検査実施数（日別）

5月28日 9時現在



※ 2月3日から県の検査機関で検査が可能となりました  
※ 陰性確認のための検査を除きます

32人 累計 **2,662**人  
(前日比: +12人)



・医師が総合的に判断した結果、検査の実施が必要とされた患者についてはすべて検査を行っています。

# 相談状況（日別）

5月28日 9時現在



184人 累計 55,247人

(前日比：-45人)

